

会議名 決算特別委員会（第2日）

開催日時 平成20年9月11日 午前10時00分～午後4時57分

会場 第5会議室

1. 出席者

2番 杉浦辰夫、 6番 磯貝正隆、 7番 佐野勝巳、
9番 吉岡初浩、 11番 森 英男、 12番 水野金光、
15番 岡本邦彦、 16番 神谷 宏、 18番 小野田由紀子

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

幸前信雄、杉浦敏和、北川広人、鈴木勝彦、内藤皓嗣、寺田正人、
内藤とし子、井端清則

4. 説明のため出席した者

副市長、副市長、教育長

地域協働部長、生活安全 GL、地域政策 GL、地域政策 G 主幹、

文化スポーツ GL、文化スポーツ G 主幹

市民総合窓口センター長、市民窓口 GL、市民生活 GL、市民生活 G 主幹

税務 GL、収納 GL、収納 G 主幹

福祉部長、地域福祉 GL、介護保険 GL、介護保険 G 主幹、保健福祉 GL

こども未来部長、子育て施設 GL、子育て施設 G 主幹、こども育成 GL

都市政策部長、計画管理 GL、都市整備 GL、上下水道 GL、地域産業 GL

政策推進 GL

行政管理部長、人事 GL、文書管理 GL、財務経理 GL、契約検査 GL

学校経営 GL、学校経営 G 主幹

会計 GL

病院事務部長、病院管理 G 主幹

代表監査委員

議選監査委員

監査委員事務局長

5. 職務のため出席した者

事務局長、書記 1 名

6. 付託案件

認定第 1 号 平成 19 年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 平成 19 年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 平成 19 年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 平成 19 年度高浜市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 平成 19 年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 平成 19 年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 平成 19 年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8 号 平成 19 年度高浜市水道事業会計決算認定について

認定第 9 号 平成 19 年度高浜市病院事業会計決算認定について

認定第 10 号 平成 19 年度衣浦東部農業共済事務組合農業共済事業会計決算認定について

7. 会議経過

委員長 ただいまより、一般会計、6 特別会計及び 2 企業会計並びに衣浦東部

農業共済事務組合農業共済事業会計についての質疑を行います。一般会計は、歳入、歳出と分けて質疑を行いたいと思います。一般会計の歳入は一括質疑とし、歳出は款ごとに分けて質疑を行います。特別会計及び企業会計並びに衣浦東部農業共済事務組合農業共済事業会計は、議案ごとに歳入歳出一括にて質疑を行います。また、委員会の円滑なる運営のため、質疑についてはまとめて行っていただくとともに、質疑もれのないよう、また、発言は議題の範囲を超えないようお願いいたします。当局におかれましても、質疑に対し適切なるご答弁をいただきますようお願いいたします。なお、質疑に当たっては、決算書が主要成果説明書、ページ数をお示しいただき、マイクを使っておっしゃいますよう、あわせてお願いいたします。また、会議の休憩中等に当局の説明員が席を移動する場合がありますのでご了承ください。

問（12） ただいま、委員長の諮られた進め方で異存ないわけですが、質疑漏れが出た場合には、その決算の認定がその都度終わった時点で確認をして、もしあった場合にはそれについての質問を許すという取り計らいを要望したい。

委員長 ただいま、12番委員より全ての質疑終了後に、質疑漏れの部分についての質疑を許されたいとの発言がありましたが、いかがいたしましょうか。

異 議 な し

委員長 一般会計と特別・企業会計・衣浦東部農業共済事務組合農業共済事業会計ごとに質疑が終了後における質疑漏れについて、許可することにご異議ございませんか。

異 議 な し

《質疑》

認定第1号 平成19年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

<歳入>

問（２） 主要成果説明書の３３ページ、１６款、寄付金のうちですね、港湾環境対策基金指定寄付金の４，５０４万２，９２８円の内容を教えてください。

答（政策推進） この寄付金については愛知県企業庁が所有するですね、臨海地区を高浜市に無償譲渡するのに伴いまして、臨海緑地の維持管理のために立地企業から寄付金として受けた資産を高浜市に寄付していただいたものでございます。

問（２） この愛知県企業庁が所有する臨海緑地をとということで、高浜市が無償譲渡した場合のこの面積を教えてください。

答（政策推進） 臨海地区の臨海緑地の場所と面積につきましては、衣浦地区の１０号地、高浜市碧海町一丁目地内、場所としましては衣浦大橋の東交差点から２級河川高浜川までの間の面積１万７，７３０㎡と、それと衣浦地区の８号地、高浜市田戸町一丁目地内、面積３，１４２㎡、合わせて２万８７２㎡を愛知県企業庁から無償譲渡しております。

問（６） 説明書の３２ページ、１４款の県補助金の内、農業費補助金の額が６１．７％と大きく減額になっておりますが、その辺を一つお願いします。

答（地域産業） 今、御質問の減額の内容につきましては、１８年度は農業補助金の内訳につきましては、１８年１２月にオープンしました産直センターの補助金が４００万円入っておりますので、その補助金が１９年度入っておりませんので減額という形になっております。

問（７） 二つお願いします。まず、主要成果説明書の２１ページ、１款市税ですね、この個人市民税について、税源移譲によってどの程度ふえているか。それから同じく２４ページから３２ページ、３款から１４款まで、ここの計算ですね、国と県から入ってきたお金をすべて計算しますとね、前年が３２億９，２１３万９，０００円、今回の決算では３３億７，３７４万５，０００円、差引しますとこの決算の方が多いわけですね、プラス８，１６０万６，０００円、こんなふうになるわけなんです、三位一体改革で全体に減っているというふうに僕は思い込んでおったわけなんです、この計算でいくとプラスになっち

やっておると、全体ベースではね、この理由についてお示し願いたい。

答（税務） 主要成果21ページの個人市民税の税源移譲によってどの程度増額したかということでございますけれども、これにつきましては去る平成18年度の税制改正によりまして、三位一体改革に伴います税源移譲のため、個人市民税の所得割りの税率が3%、8%、10%の3段階から一律6%に改正されたことによりまして増額しております。なお、この税制改正に伴う影響額でございますけれども、決算段階では把握できませんので、平成19年度当初予算の段階での影響額を見ますと、所得割りの税率改正による影響でございますけれども、約4億6,000万円ほどの増となっております。

答（財務経理） 委員の御質問は、国から、県からという、一つの考え方から申しますとやはり、依存財源なのかなという理解をしておるわけですが、国県支出金につきましては議員も御承知のとおり、それぞれの事業費によって毎年度変わる要素が多分にあると思います。依存財源の中身を見てみますと、自主財源と依存財源につきましては、依存財源の方で前年度比較と3億円程度減収になっております。これは議員がおっしゃいますように三位一体改革の影響でございます、地方譲与税や地方特例交付金等が減額され、自主財源である市税へ振り替えられたものでございます。

問（7） そうすると、依存財源で3億円減って、自主財源が増えたと、差引き1億円ぐらいかな、大雑把。先ほどの答弁の市税の方ですね、これで見ても、私の方の計算でもプラス8,100だから、まあ、よく似た数字が出て来たのと、こんなふうに理解すればいいのかなと思いますが。それじゃあ2回目の質問をしますが、法人のですね、収入未済額はどの程度あるのか。

答（収納） 法人につきましては、現年、滞繰とございますけれども、あわせて204万7,600円の未収ということになります。

問（7） ちょっといやな質問になるかもしれませんがね、この法人市民税ですね、特にここ二日間連続で豊田が減収と、一昨日は来年予算で減収予算組むと、で、今朝の新聞でしたかね、今の予算もね、減らさなきゃいけないとかというような新聞記事が出ておるんですが、この法人市民税からですね、今の高浜の景気ですね、これをどのように判断しておるか。

答（税務） 21 ページ、法人市民税の税収等の状況から、高浜の景気はどうかということでございますけれども、法人市民税の過去3カ年の推移を見ますと、平成17年度が6億8,232万8,000円、前年度比較しますと1.7%の増、平成18年度が8億487万円で前年度比較18.0%の増加、平成19年度が9億1,489万8,000円で前年度比較13.7%と、この2年程は大きく増加しております。景気動向を見ますと、特に国全体にまず見ますと、内閣府の月例経済報告でございますけれども、平成19年中におきましては、弱さが見られるけれども回復しているというのが基調判断でありましたが、平成20年に入りますと、特に3月では、足踏み状態であると、また6月では、足踏み状態にあるが、一部に弱い動きが見られる、特に8月になりますと弱含んでいるとの基調判断が出ております。またこの管内、東海財務局の管内経済情勢報告を見ますと、平成19年中は総じて拡大基調にあるという報告でありましたけれども、平成20年に入りますと、4月では、拡大基調が緩やかになっている。7月では、拡大の動きに足踏みが見られるというふうになっております。特に愛知県内の関係で、岡崎信用金庫が調査月報等を出しております、2008年の9月号の最近の景況を見ますと、県内景気では、景気は引き続き高水準にあるが、足元は減速がはっきりしてきているとしております。業種別に見ますと自動車部品では比較的高い生産量を保っておりますが、足元は弱含みで、収益の懸念の声、各企業にばらつきもあると。機械器具製造部品では、底堅い景気が続いているが、一服感も、特には自動車の設備関連、設備投資については慎重姿勢がありと。また、粘土瓦では瓦の需要回復は道半ばで収益も低迷しておるという判断を示しております。このように厳しい見方がされてきておまして、高浜市においても同様に厳しい状況であると考えております。また、こういったことから来年度の法人市民税につきましては、かなり厳しい税収になるのではないかと考えております。

問（7） 豊田市と違ってね、高浜の場合、この市民税、いわゆる個人市民税と法人市民税ですね、この比率というのが非常に個人が高いですね、75%、で、法人は25%。そういった面から考えると、他の市町と違って若干影響は受けにくいのかなというような気がしますが。最後の質問にします。単純に教

えてほしいという質問なのですが、22ページの1番下の表ですね、市長が価格等を決定するもの、総務大臣配分、知事配分、これは具体的にはどういうことなんでしょうか。

答（税務） 22ページの償却資産の関係で、市長が価格を決定するものとか、大臣配分、知事配分ですけれども、特に大臣配分と知事配分につきまして、まず最初にお答えいたします。これは地方税法の389条の1項の規定によりまして、1号といたしまして、総務省令で定める船舶、車両、その他の移動性償却資産または可動性償却資産で、2以上の市町村にわたって使用されるもののうち総務大臣が指定するもの。2号としまして鉄道、軌道、発電、送電、配電、若しくは電気通信の用に供する固定資産、または2以上の市町村にわたって所在する固定資産で、その全体を一つの固定資産評価しなければ適正な評価ができないと認められるもののうち、総務大臣が指定するものについては、関係市町村が同一の道府県にある場合においては道府県知事が、関係市町村が2以上の道府県にかかる場合においては総務大臣がそれぞれ評価して価格を決定し、各市町村に配分するものとされております。これによりまして大臣配分、知事配分が決定されております。その他の市長が価格を決定するものにつきましては、市内各企業が償却資産申告によりまして提出したものに基きまして、市長が価格決定をいたしております。

問（7） すみません、やめるつもりだったんだけど、とりわけ総務大臣配分ですね、これが18ですか、知事配分2ですね、高浜市にそんなあれはあるのかね。差し支えなかったらもうちょっと実名出すなりなんなり。

答（税務） 大臣配分の方ですけど、18社で特に主なものですけど、中部電力ですね、それから東邦ガス、西日本電信電話、名古屋鉄道、特に船舶の中では日本郵船、商船三井、こういったものがございます。ちなみに知事配分で2社というのは、衣浦臨海鉄道とキャッチネットワークでございます。

問（12） 主要成果の21ページ、先ほどの市民税については増えた内容が示されましたが、法人市民税についてはここにありますように9億1,400万円ということで、調べてみますと10年前の法人市民税がやっぱり9億1,220万円ということで、ほぼ同じような金額になっておると、一方で個人市

民税については27億と、当時の20億円から見ると相当ふえているということで、これはどのように要因として分析しているのかということをお伺いしたいと思います。

答（税務） ただいまの9億1,489万8,000円、この増の要因でございますけれども、主に鉄工関係のうち、豊田自動織機さんの業績好調によりまして増えておるものが主なもので、やっぱり経済状況の自動車産業の好調によって税収がふえているというものが主なものでございます。

問（12） 私が聞いているのは法人市民税については10年前とほぼ同じぐらいと、個人市民税の方が、この10年前は約20億が35%ほどふえておるということで、この間、定率減税が個人についてはなくなったというようなことが要因ではないかと思うんですけど、そういう意味では法人市民税は昨年自動車関連は特に最高の景気だといわれていても10年前と同じぐらいで済んでしまっておるということで、税の負担が10年前と比べて、法人に対して個人の比重が上がっているのではないかと、先ほど佐野議員の言うように、75%が個人市民税になっているということで、当時は20億が個人で、法人が9億ということで、1/3近くは法人が占めておったということが今回では25%程度下がっているということで、税の負担の公平からみると、個人に比重が上がっておるということを改善する必要があるのではないかとということにかかわっておるわけですが、その辺についてどのように分析しておるのかということをお伺いします。

答（税務） 私ども課税段階、課税サイドといたしましては、勿論こういった経済状況によって各企業が努力されまして税収が上がっておりますので、そういった関係を受け入れておるものでございまして、特に地方税法に基づく適正な課税、収納を行っておりますので、それを基本としております。

問（12） 公平に、また、税の法律に基づいてということではありますが、私は特にこの間の推移を見ますと、そういう意味では法人にはいわゆる2割の減税がそのまま継続されておって、個人はいわゆる定率減税が廃止されたということで負担が増えておるということで税の公平からいっても、国の施策の改善が求められるわけですが、さらに市のいわゆる税金を課することのできるもの

として超過課税の制度があるわけですから、そういうものについてこうした不公平がある以上、他の自治体が行っているように2割の超過課税をかけるべきではないかと、その辺の検討はどのようにしているのかということをお伺いします。

答（税務） 法人市民税の関係で、過去にも各議会で御質問等いただいて、お答えしておりますけれども、こういった超過課税、不均一課税につきましては、当市におきましては地方税に基づきます標準税率を基本といたしておりますので、実施する考えは持ち合わせておりません。

問（12） 市長不在ですけど、副市長にぜひこの辺については全国の自治体でかなりのところが実施されておるというところで、高浜市が未だに標準税率のみでということをおっしゃるわけですが、検討もしていないのかどうか。

答（市民窓口セ） 毎回同一の御質問をいただいておりまして、私どもの考え方は先ほどグループの方から申し上げましたとおり、現状、全くそういった考え方は持ち合わせておりません。これは終始一貫してずっと御答弁申し上げているところでございます。検討しているか、していないかということにつきましても同様でございます。資料要求に沿って資料をお出しをしているとおり、実際には9,440万3,000円の影響があるということも承知いたしておりますし、試算もいたしておりますので御理解いただきたいと思います。

問（12） ぜひ、そういう点ではこの、他の自治体が税の公平性ということをおっしゃることも含めて、不均一課税または超過課税を採用して取り組んでいるわけですから、一貫しておりますとか言っていますが、それ自身が情勢の流れ、それから見ると、どこに高浜向かっておられるのかということも含めて、これは考えてもらいたいということでもあります。次に決算書の89ページに、不納欠損の関係ですが、これが7,266万2,185円ということで、前年より約1,300万円減少しておると、で、収入未済も3億8,509万円と、若干下回っているということですが、どのような取り組みによる結果なのかということについてお伺いします。

答（収納） まず、不納欠損の方でございますが、今回19年度、市税全体で529件、7,266万円ほどを不能欠損をいたしております。その内訳といたしましては、無財産17件、所在不明39件、生活困窮12件、死亡24件、

出国33件、消滅時効分として404件で、合計529件となります。今回はふえてはおりませんが、増の要因といたしましては、固定資産税・都市計画税の不納欠損の合計額が18年度、19年度ともに引き続き高額だったことから、それで合計では不納欠損額が増となっております。内容としましては、大手企業4社の法人によるものだけで4,600万円ほどとなりまして、内3社につきましては破産法人ということから執行停止、残り1社についても法人の方の財産処分が終了しておりますので、事業活動を全く行っていなく、徴収の見込みがないため、無財産による滞納処分の執行停止、不納欠損処分という形を行っております。次に収入未済でございますけれども、未済の方の税目別の件数といたしましては個人の市民税は2,343件、法人市民税29件、固定・都計あわせて349件、軽自動車税583件ということになります。全体的に見ますと、市税全体の調定額の前年度比較でいきますと、11.1ポイント増額となっておりますが、収入済額では前年度比較12.1ということで、調定額以上の伸びを示しております。そういったことから、9億4,000万円ほどの収入増加となっております、徴収率としましては94.2から95.0と、0.8ポイントほど増となっております。しかし、この市税の中でもやはり、現年、滞繰分ともに徴収率が前年度マイナスとなったものがございます。特に個人市民税の現年分では増加要因とみられます税源移譲による調定額で、調定額同士の比較でいきますと29.2という調定額が高い伸びを示しておりますが、収入済み額の方では28.3ということで、0.9ポイント調定額の伸びを下回っております、税源移譲の増加というのが必ずしも収入に結びついていない結果となったと考えております。このため、この市県民税につきましては、前年度比較で64.1ポイントと大幅な減となりまして、徴収率でも前年度比較0.7ポイントの減ということになっております。全体的な理由としましては、これは何回も前から御説明しておりますが、滞納というのが同一人物が複数の税目にある傾向で、従来からの滞納額が税源移譲により多くなったこと、それから、今まで分納とかで納められておったんですが、税額自体が高くなっておりますので、それに追いつかず全体的に滞納額が増加、蓄積しているものと思っております。また、税源移譲により税額自体が多くなっている

ものですから、分納の希望という納税相談、そちらの件数も多い、また、無視され続ける新規の滞納者も増えているというようなことがあげられると思います。

問（12） わかりました。それで、先ほどの答弁の中にありましたように、滞納は例えば税金だけでなしに、他の、例えば市営住宅だとか、水道料金だとか、いろいろなものが、国保だとかね、複合するケースも多いかと思うんですけど、そういう場合に経済的な理由ということでなかなか納められないという場合に、納税相談というのか、やると思うんですけど、そういう場合には、これは参考までに伺っておくんですけど、いわゆる徴収順位というのは何か決めてやっているのがどうか、それから、滞納を減らすためには勿論努力されるわけですが、そのことに伴ってのトラブルとか、場合によっては市民の方が自殺とか、そんなことになったら困るわけですが、そういうようなことについても一定の懸念も考えられるわけですが、そういった場面というのは最近の取り組みでは、気になることがあるのかどうかお伺いします。

答（収納） まず1点目の税等、手数料含めてですが、どれを優先的にということは特段統一的にどれをとっていくという考え方は持っておりませんで、やはり私どもの月々の統計処理で未収が多い、あまり徴収率が上がってないようなところへ持っていく場合もございますし、家賃の方の滞納が増えていけば家賃の方へ充当するというように柔軟に考えておりますので、画一的にどれをどこへ持って行くんだという考え方は持っておりません。それとトラブルでございますけども、先ほど例に出されました自殺とか、そこまでは聞いておりませんし、そういった事実もございません。ただ、払わない方に対して強制執行という形で差し押さえするような形になります。そういったときにはこちらの方も差し押さえ予告等、事前の準備事務を行ってやるんですけど、なおかつ無視され続ける方には当然やはり、強制執行、差し押さえという形になります。そうするとやはり、自分の生活が成り立たないからということで、そこで始めて納税相談に来られる方もございますし、電話で苦情を言ってこられる方も多数あります。そういったトラブルというのは日常頻繁でございます。そこまでで現在のところは止まっておりますので、先ほど御心配のような事例についてはござ

いません。

問（12） 22ページに固定資産税が39億円とこの6,641万円と前年より約2億円増と、一方、23ページの都市計画税は7億3,340万円と2,000万円程度の伸び、これ、伸び率が固定資産税が5.3%伸びてますが、都市計画税は2.9%と、半分程度しか伸びていない、これはどのような理由によるものかということをお伺いします。

答（税務） 固定資産税と都市計画税のそれぞれの伸びの違いということをございますけども、固定資産税の方につきましては、特に土地については殆んど変わりませんが、家屋には新增築による増、それから、償却資産につきましては設備投資の増による増がございます。その分、都市計画税の方は土地の方は変わりませんが、家屋の方につきましては新增築の増、特に都市計画税につきましては償却資産がございませぬので、その分だけ伸び率も低いと、そういう内容でございます。

問（12） 両方あわせると、固定資産にかかわるような税金というのが、これは47億円ぐらいかね、相当の額になるわけですけど、それ、地域によっては都市計画税を0.3%から引き下げるといような形で取り組んでいるところも多いわけですが、当市ではそういった検討はしていないのかということについてお伺いします。

答（税務） この都市計画税の税率の引き下げにつきましても、過去たびたび御質問いただきましておりますけども、これにつきましては当然都市計画税は目的税でございまして、都市計画事業に充当するものでございます。こういった関係で、都市計画税が都市計画事業費を上回る、そういった状況になれば検討することも必要と考えますけども、現状ではそういった状態ではございませぬので、税率の引き下げは考えておりませぬので御理解のほどよろしく願いいたします。

問（12） いわゆる都市計画にかかわる要件がそれほど必要ないということではありますが、これは検討の仕方によっては高浜市も十分それにかかわる財源、必要な額の方が多いはずですから、そういうことも含めて検討すべきだということをご指摘しておきます。次に30ページの使用料の関係ですけど、12款で

すね、ここの中で住宅使用料が8,778万円で前年比680万円程度の増額ということになっているわけですが、こういった取り組みによるものかということと、同じく30ページで社会福祉の使用料、これが100万円ほど前年よりも減っているんですね、それについて同じく、同じ科目にある社会教育使用料が半減しておるということで、これらについてはどのような内容によるものかということをお答えいたします。

答（市民生活） それでは1問目の住宅使用料の方の増額の理由でございますが、理由の方が2点ございます。まず、現年度分の調定額でございますが、これは一般市営住宅におきましては本年の3月定例会の補正のときに御説明をいたしました。収入に対する家賃の方を、より適正にしたいということで、減免申請の方を入居者に促したということで、一般市営についてはマイナス400万円程度の影響があるんですが、借上公共賃貸住宅につきましては年間の空室戸数が平成18年度では260戸であったものが、19年度では165戸ということになりまして、マイナス95戸に減少したことによりまして、調定額としては760万円ほどの増となっております。そのことから全体の調定額としては360万円ほどの増になりまして、4.1%の増となっております。これがまず1点目、2点目でございますが、収納率の方でございますが、過去に家賃収入アップのための行動計画を策定いたしまして、現在、収納グループとともに連携しながらやっております。その関係がございまして、一般の市営住宅の方は18年度が収納率85.3%であったものが88.5%へ、3.2ポイント増、借上公共賃貸住宅につきましては86.7%から91.6%へ4.9ポイント上昇しておると、この二つの理由でございます。

答（地域福祉） 社会福祉使用料の減ということでございます。これは主にいきいき広場のマシンスタジオの使用料の減ということで、18年度、480万円ほどに対しまして、19年度、370万円ということで、100万円ほどの減ということになっております。

答（文化スポーツ） 社会教育使用料についてのお尋ねでございます。これにつきまして、主な要因といたしまして、平成18年度におきまして、大型の美術館の美術展を開催いたしました。これに伴いまして、平成18年、美術館の

観覧料、2,991万5,840円であったものが、平成19年におきましては通常の美術展ということになりまして、678万8,676円、その差2,312万7,164円ということになりまして、それが主な要因でございます。問(12) わかりました。住宅はこの空屋改善がある程度進んでということではありますが、現在、説明では約165戸と、これは実戸数でいくと12戸か13戸ぐらいが年間通すと空いておるといようなことになると思うんですけど、さらなる改善というようなことについてはどのように考えておるのかということをお伺いします。

答(市民生活) 特段、新しい施策を打っておるということではございませんが、最新のこの8月の調定分の数字でいきますと、借上公共の空屋は今現在6戸という状態でございますので、徐々にではありますが一定の効果は現れておると。これは常時募集に切り替えていったということが大きな理由であると考えております。

問(12) 32ページの社会福祉費補助金、これが7,320万9,912円ということで、17%伸びているわけですね、それはどのような状況、内容がどういうものであるかということと、それから33ページの基金利子、これが751万3,000円で、230.2%の大幅増ということ、同じく33ページの配当金、これ、49万1,000円と、これも前年比大幅増ですが、これらはそれぞれどういう内容によるのかということをお伺いします。

答(地域福祉) 32ページの社会福祉費補助金の増ということでございます。これは7,300万円の内、地域福祉グループの関係は900万円ということでございます。これも前年度に比べまして、大分伸びておるわけでございますが、これは新規事業に伴います県の補助金の増ということでございますのでよろしくお願いいたします。

答(会計) 基金利子の大幅な増加の要因ということでございますが、これは主にですね、平均の預金金利の上昇によるものということございまして、18年度決算では、ちなみに平均利率0.12%でございました。19年度決算では0.48%、平均残高は、基金の平均残高でございますが、若干減っておるわけでございますが、利率が大幅に伸びてきたということで、基金利子の

大幅な増加になっているということでございます。

答（地域政策） 配当金の中身でございますが、これは株式会社キャッチの株の配当金ということで、高浜市が保有株式223株ということで、1株当たり2,000円ということで、19年度からいただけるようになったというものです。

問（12） わかりました。先ほどの基金の利子ですが、利率が上がってふえたというのはわかるわけですが、この0.48%というと、基金総額はいくらなのかということで、お伺いしたいのと、それから34ページのパートナーズ基金、これが2,062万円ということですが、現在の基金総額、これは1億4,800万円かと思うんですけど、この基金の使い方はどのように使う予定でいるかということと、34ページの繰越金が8億1,147万円とふえているけど、これらについては繰越金は有効活用という点が望まれるわけですが、それについてはまず、そういうふうな金額を繰越したかということについての考え方、これは差し迫った施策にもっと活用すべきではないかというのが私の気持ちですが、そういうことについてどのように今、考えているのかということをお伺いします。

答（財務経理） 基金の総額というお話でございますが、19年度末は21億2,652万3,457円となっております。それで、続いて、繰越金のお話が出ましたので、余剰金のいわゆる処理の仕方ということでございますが、これは議員御承知のとおりだと思いますが、基本的には前年度繰越金というのは、地方財政法の7条に規定がございます。繰越金の1/2を、いわゆる繰上げ償還とか、積立金というようなルールがございますので、まず、基本的にはそういうルールに基づく形の中で処理をさせていただき、当然新たな需要に関しても、毎年度9月補正で当然事業に財源の確保をしているところでございますので御理解をお願いいたします。

答（地域政策） まちづくりパートナーズ基金の内容でございますが、使い道といたしましては、市民公益活動人材育成講座の開催ですとか、それから、地域内分権推進事業交付金、これはまちづくり協議会への交付金となっております。あと、協働事業推進事業交付金ということになっております。

問（１２） ３６ページの雑入の関係で、全体が２億５，９００万円という、この中で、一つは児童クラブの収入、これが１，４８８万５，０００円と、これも５％の伸びですが、この児童クラブ、当市では、月５，５００円ですか、ほかにおやつ代等ということになっているわけですが、例えば母子家庭とか、さらに収入が少なく、支払いが困難な家庭というのが相当あるかと思うんですが、そういうことについてはいわゆる減免というものについては検討しているのかどうか、これは他市の状況ではそういった取り組みを各地でやられて、児童福祉増進という考えが定着してきておるとは思います、それについてはどのような検討をしておられるのかお伺いします。

答（子育て） 児童クラブ収入というお話がありましたが、今回、５％伸びましたのは、楽習館のところで人が伸びましたので、その分伸びたということで、もう１点、減免の関係ですが、今まで委員言われましたように、５，５００円でずっと進めてまいりました。値上げをせずに進めてきておるのが実態でございます。減免については現在のところ考えておりませんのでよろしくお願い致します。

問（１２） 現在のところ考えていないということですが、この、一人親世帯なんかはふえてきて、そういう人たちは子どもを育てながら働かなければ生きていけないということをはっきりしておるわけで、そういったところでは切実な要望だと思うんですね。その面ではやっぱりきちっと、この関係者にいろいろな状況も、例えばアンケート等、この、つかむなり、そういうことを含めて血の通った市政ということが望まれると思うんですね、そういった点での取り組み、今しとるということであれば、ぜひ答弁お願いしたいということであり、同じく３６ページのこの、雑入の中の一番下の雑入というのが１億４，７６９万円と、これは前年が６，８００万円ということで、倍以上にふえているということで、主な伸びの内容についてお伺いします。

答（財務経理） 雑入のうちの雑入の増加の理由ということでございますので、私の方で把握しておる分だけ御説明させていただこうと思いますが、大きくふえている理由の一つは、実は住民参加型まちづくりファンド助成金というのが５，０００万円、それから、公共補償費と坂上橋の耐震事業の碧南市負担金等

が約3,000万円ほどふえておりますので、大きなものはこういうものだというふうに理解しておりますのでよろしくお願いいたします。

<歳出>

1 款 議会費

質 疑 な し

2 款 総務費

問（9） 主要成果の45ページですが、市民広域活動支援事業。3つの講座を開催されて71人ということで、実際にですね、19年度、講座から20年にかけてですね、新しいNPOの立ち上げが高浜市であったかどうか。

答（地域政策） 新しいNPO法人の立ち上げというのは、ございませんでした。

問（9） この講座はですね、目的が参加する新しい人材だとか将来においてということで、人材発掘だとか、新しい人を発掘していくっていう部分に力が入っておるんですが、実際にはパートナーズ基金をね、先程も出たんですが、使っておる事業ということで、もう立ち上がっているNPOの団体の中でですね、勉強してもらうだとか、そういうことで応募をかけてですね、できるだけたくさんの方に、事業を行っておるものですから、たくさんの方に聞いていただいて、勉強する機会を作っていただくのが本当だと思うんで、NPO作られる方たちの勉強だけじゃなくてね、そういうところにもお声掛けっていうのは、かなりやっておるんですか。

答（地域政策） この講座のPRにあたりましては、広報を初めとしまして、町内会行政連絡会ですとか、例えば、まちづくり協議会などにも直接、PRをさせていただきました。あの、委員がおっしゃいましたように、人材育成という意味合いもありまして、内容をみましてもNPOとは何かとか、活動の心得と仲間づくりといったような項目もありまして、実際、まちづくり協議会に関わっていただいている方ですね、特に、高取については準備委員会が立ち上が

ったということで、たくさんの方に受けていただいているのが実情でございます。

問（６） 説明書の６２ページ。この負担金補助及び交付金の中の伊勢湾港道路建設促進期成同盟会負担金１万円ですが、この同盟会について加入している団体、あるいはどういう活動をしているかお示しいただきたいと思います。

答（地域政策） この同盟会は、この名前のとおり、伊勢湾港道路の建設促進ということを目的としておりまして、愛知県、静岡県、三重県と３つの県と関係市町村２６市２４町村ということと、それから岐阜県、奈良県、名古屋市、浜松市の首長さんと経済関係団体１０団体の会長さんなどで組織されておりまして、国会ですとか政府に対しての要望活動などを実施しておられます。

問（６） ７月に発表されました、国土形成計画の全国計画の中で、いわゆる６長大橋について長期的な視点から取り組むというような表現で前回から見ますと、トーンダウンといたしますか、そういう表現になっておりますが、この期成同盟会について本市としては見直しを考えておるかどうか。

答（地域政策） １９年度につきましては、１万円ということで執行させていただいておりますが、今年の７月に国のほうで大きな動きがあったということで伊勢湾港道路建設促進期成同盟会負担金につきましては、見直しを行ってまいりたいということで考えております。具体的にはですね、県のほうへ同盟会加入について精査をしたいということでそういう旨を伝えておりまして、県のほうから２度にわたり状況説明に来ていただいているという状況でございます。で、その結果については、来年度の予算のときに反映をさせてまいりたいと考えております。

問（６） その結果ということは、もうやめるということでもいいわけですか。

答（地域政策） 今、そういう方向で考えております。

問（７） 成果説明書の４７ページ、４９ページ、それから７０ページ。ここで質問いたします。まず、４７ページの２款１項５目。ここで個人情報でね、開示、訂正、削除、不服申し立てが１件という風にあります。これ、中身、詳細ですね、これをひとつお尋ねいたします。それから４９ページの１項７目、定員適正化事業に関連してですね、平成１９年９月号の広報で幹部候補生とし

て社会人募集を行ったと思いますが、採用結果ですね。それから、採用したならばどのような人を採用したのか。これをお尋ねいたします。それから1項19目。70ページですね。ここは、本年の5月に内閣府のほうで災害家屋認定手引書っていうのを県を通じてね、各市町、市町村のほうにも配布しておると思うんですが、私たちが勉強してきた限りでは、被災者支援の要になるのはね、罹災証明をいかに早く発行するかということに尽きるという風に聞いておりますが、その考え方でいいのかどうかというのが一点。それからもう一つは、この配布された手引書っていうのは、かなり問答、庁内にみえた市民の方に対する問答まで書いてあるというんですが、実際にこの手引きというのは高浜市にとって役に立つのかどうか。この点について。

答（行政管理部） それでは47ページの、自己情報の開示・訂正・削除請求の状況、不服申し立ての状況1件の中身はというご質問でございます。これは自己情報の開示1件ということでございます。中身は本人が以前、提出をした証明書交付申請書に対する開示請求ということでしたので、開示をさせていただいたと、こういうことでございます。

答（人事） それでは49ページの定員適正化事業の関係で幹部候補生の採用結果ということでございます。本年度、平成20年度で2名採用いたしております。1名は流通業、1名は建設コンサルの幹部をしていたしました。2名採用いたしております。

答（税務） 罹災証明書の交付につきましては、税務、収納グループの分担事務となっておりますので私のほうからお答えさせていただきます。罹災証明につきましては、災害救助法、災害被災者の生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他被災者の支援を実施するにあたっての必要とされる家屋の被害程度について地方自治法に定める防災に関する事務の一環であります。で、被災者の応急的一時的な救済を目的として証明するものでございます。なお、災害が発生いたしましたときには、罹災状況を調査し、遅滞なく罹災台帳を整備して、速やかに罹災証明書の交付、発行をできるようにすることが適切な被災者支援において非常に大切なことと考えておりますのでよろしく願いいたします。

問（7） それでは、2款1項7目。49ページですね、ここで再質疑お願いいたします。その2名採用ですか。流通と建設幹部ですね。どの部署に実際に配置しておるのかということと、当然、こういう方を採用すれば効果が出ておると思うんですが、その効果について。それから70ページ2款1項19目。これについても再質疑で、少し基準についてお尋ねしたいんですが、仮設住宅への入居基準ですね、これは半壊以上かということが一つ。それから、実際に発生した場合ですね、大規模な震災の場合だと、仮設住宅というのが、多分不足するのじゃないのかなあと、こんな気がしておりますけど、不足した場合、いわゆる被災者の絶対数が賄えないよという場合は、多分優先基準ですね、優先入居の基準というのがあるだろうと思うんですが、もしあれば、この基準についても。

答（人事） 幹部候補者の採用者の配置でございますけども、一人は、地域協働部の地域政策グループ、1名は市民総合窓口センターの収納グループに配置をいたしております。効果でございますけども、当初は、市民を相手にするお仕事ではなかったものですから、戸惑いもあったとは思いますが、現在、本当に優秀な職員を採用できたと思っております。市民対応、そういったところにも力を発揮しつつあるということでございます。

答（計画管理） 2問目の仮設住宅の関係、私ども、高浜市地域防災計画の中で計画管理グループの分掌事務になっておりますので、お答えをしたいと思います。まず、1問目に、1点目にございました、入居の基準というのが半壊かどうかというご質問でございますけども、高浜市の地域防災計画の中にはですね、災害のために住居の半壊、または焼失し、自己の能力では応急処理することができないものに対しては、最小限の部分に対しては、最小限の部分の応急手当等をするという記述がございまして、その中で対象者ということで、災害のために住宅が全壊、または、焼失、流失したものであること。次に、住居する仮の住宅がないものであること。または、自己の能力では住宅を建築することができないものであること。そういった記述がございまして、そういった判断に基づいて、仮設住宅の入居基準というのを定めております。それと、入居者が大勢であってですね、優先順位はどうするのかというご質問でございます。

これは、大規模災害等になりますと、当然、災害救助法に基づいて愛知県のほうが住宅のほう建設をしまいであります。そういった場合に、これ、愛知県のほうの基準ですけども、優先の対象者ということで順位を定めておりまして、例えば、第1位の順位では、65歳以上の者の世帯だけだよというようなこと、それから、65歳以上の者と18歳未満の者の世帯である。それから、3番目には、障害者のいる世帯、次には3歳未満の乳幼児等を扶養する母子世帯、というようなことで次にも第2順目と3順目というようなふうで個々順位を決められておりますので、その順位に基づいて対応していくというふうに考えております。

問（7） それでは。2款1項7目ですね。ここで、今、ちょっと突っ込んでお尋ねしたいんですが、2名採用された方の年齢ですね、わかっておればお願いしたいと。それから2款1項19目。こちらのほうは、いわゆる今の1位、2位、3位聞いておると、弱者優先というふうに考えればいいのかないかと思いますが、それからもう1点ですね、改正後の被災者生活再建支援制度ですね、この支援金の支給額というのはどの程度か、このことについて。

答（人事） 2名の年齢でございますが、現在、43歳と42歳でございます。流通のほうは42歳で、それから建設コンサルが43歳でございます。

答（地域福祉） 改正後の被災者生活再建支援制度の支給支援金の額ということでございますが、この被災者生活再建支援制度における支援金の支給額につきましては、住宅の被害程度に応じて支給をいたします、基礎支援金と、それから住宅の再建方法に応じまして支給をされるという加算支援金の合計によりまして支給となっております。例えば、豪雨、地震等の自然災害によりまして住宅が全壊した場合ですね、それから全壊した世帯でありまして、改めて建物を建設する場合につきましては、基礎支援金として100万円、それから加算支援金として200万円、合計300万円の支給となります。また、大規模半壊、大規模な補修を行われて、居住することが困難な場合についての支援金は、基礎支援金として50万円、加算支援金として100万円、合計150万円が支給されるということになっております。ちなみに単身世帯の場合は3/4の支給とされております。

問（7） 最後のところ確認したいんですが、大規模半壊、今、150万と答弁されましたよね。250万じゃないかね。

答（地域福祉） この大規模半壊につきましては、支援金として50万円と、それから100万円、加算支援金として100万円、で、合計が150万円ということになっておりますが。

答（福祉部） 大規模半壊の金額でございますが、150万円という数字を申し上げましたが、これは、その被害にあった方がその住宅の補修を行った場合ということでございます。

問（18） 主要成果説明書の69ページ。2款1項18目、市民相談事務事業の中の、このポルトガル通訳等業務委託ですけど、金額的にふえておりますけども、その理由についてお伺いします。それから、71ページですけども、2款1項19目の（10）、災害用の資器材の購入ですけれども、ワンタッチパーテーションというのが10個購入されておりますけども、これについて説明をお願いしたいと思います。

答（市民生活主幹） 今お尋ねの、ポルトガル語通訳の委託業務の金額のふえていることにつきましては、土日開庁をさせていただいたことによるものでございます。

答（生活安全） 成果説明書71ページ、災害用資器材ということで、このワンタッチパーテーションの内容でございますが、これにつきましては学校体育館等の避難所において、例えば着替えですとか、授乳ですとか、特にプライバシーを必要とするようなことがあるということですね、簡易的なパイプフレームできて、あと、テント地で周りを囲うようなですね、大きさが3m×3mの大きさのもの高さが1m80ぐらいのものですけども、これを各避難所へそれぞれ2基、市内5小学校において整備をさせていただいたというものでございます。

問（18） 土日開庁ということで増額になったということですけども、この相談件数ですけども、かなり大幅にふえておまして、大体1日換算しますと、1日10件くらいということで、すごくふえておるわけですけども、今のところお一人の方で対応されておりますけども、土日開庁も含めると一人の方で、

労働基準法には触れないと思いますけども、どれくらいの労働時間。それから費用対効果に関しましては、いろいろ効果が出てるとは思いますけれども、その後さらに効果が上がったのかどうかにつきましてもお伺いします。それとですね、この71ページのほうですけども、ワンタッチパーテーションにつきましてはよくわかりました。その下の要援護者用簡易組み立てトイレですけども、これが2基ということで今のところ、全部でどれくらいの数になったのかお伺いします。

答（市民生活） まず、ポルトガル語の通訳の担当でございますが、一応平日とですね、土日を違う方で対応しております、2名で対応しておるということでございます。それで件数的にもかなりふえておる、これはですね、土日開庁の関係でいきますと、延べ86日間あったわけですが、件数にして529件ということで平日ほど件数は多くないですが、あったということで、それをすべてならずと、一日11件くらいというような状況は、これは18年度と変わっておりません。それで、業務別でですね、通訳の方の業務が多いのは、やはり外国人登録関係が673件、続いて市営住宅、県営住宅の関係で501件、市県民税や国保の税の収納関係で353件と、いろいろ役所の業務の中、多岐にわたっておりまして、十分、外国人の方へのサービスの向上は図られておると考えております。

答（生活安全） 成果説明書71ページの要援護者用簡易組み立てトイレの件数が、基数の件でございますが、18年度に7基購入しております。で、19年度、2基購入ということで、現在9基を持っております。そのうち市内の7小中学校に小学校については各1基ずつ、中学校については2基ずつ配備をさせていただいております。

問（18） やはり災害時にはトイレのことは一番切実でございますけども、マンホールにかぶせるようなトイレの購入もあったかと思っておりますけれども、そのことにつきましてちょっとお伺いします。

答（生活安全） 下水道を利用したマンホールトイレにつきましてはですね、実は、本年度から整備を進めてまいります。こちらにつきましては、下水道のほうの整備計画というのもございますので、5年程度の長期間かけてですね、

下水道の整備がされるところについて、整備をしていこうという計画でありますのでよろしく願いいたします。

問（12） それでは、45ページの協働事業推進事業交付金で7団体8事業ということで、この主な支給団体とその成果というのか取り組みの状況をお伺いします。それから52ページに職員研修という中に、上から2番目に青年会議所派遣事業研修ということで1名365日となっていますが、これの内容、どのようなことをしているのかと。それから同じく53ページで職員の衛生管理の関係ですが、この19年度で、市の職員の長期欠勤者の人数と主な病気の場合には主な病名、その後職場への復帰状況という、いわゆる健康管理がどのようにされておるか、その結果として病気の現状についてお伺いします。

答（地域政策） 協働事業の主な事業ということでございますが、人形小路の会の人形小路の本気でまちづくり事業ですとか、渡し場かもめ会さんの美しい海をふたたび事業、これは海岸の清掃事業等がございます。成果ということにつきましては、実は協働事業ということで評価会を持っておりまして、第三者の市民の方による、評価ということで、すべてみなさんA評価ということでいい評価をいただいております。特に人形小路におかれましては、満点の評価をいただけたということで総会のときにも披露されたというような状況でございます。

答（人事） まず、最初に52ページの青年会議所派遣研修でございます。研修内容はこちらに書いてあるとおりでございますが、もう少しわかりやすく申し上げますと、青年会議所活動への参加ということでございます。それから、少し余談でございますが、日数で365日とありますけれども、毎日青年会議所へ派遣しておるのではなくて年間、随時ということでございますので、御理解いただきたいと思います。それから、53ページの職員の衛生管理事業の関係で、長期欠勤者というご質問でございます。平成19年度における病気休暇者は16人ございました。少し内訳を申し上げますと、休暇日数が61日から90日までの職員が4人、31日から60日までの職員が2人。7日から30日までの職員が10人という状況でございます。この病気休暇者の後、休職扱いになった者は3人となっております。

問（１２） 協働事業の関係では7団体8事業で、大山公園の桜祭りの関係もそこに入っているわけですかね。それで、これ以前、市が商工会活動で取り組んでいたものをこういう形に変えておるわけですが、これは以前のような市の取り組みというふうに変えていく検討はしておるのかどうかということと、それから職員の関係では長欠者、そのうち休職は3人ということで、主な病名というのかね、それはどういう病名でこの、特に61日から90日、それから31日から60日の2カ月、そういう長期にわたるという方が、4名と2人で6名みえるわけで、それはどのような病名なのかということも合わせてお伺いします。

答（地域政策） 大山公園の桜まつり等につきまして、市の取り組みにしていくかどうかということでございますが、この協働事業については春日町町内会さんのほうでやりたいということで、提案をしていただきまして、実はこの評価につきましては、100点をいただいております。で、やられた方たちのコメントなんですけど、実は、パトロールしていても、例えば市の職員が回っていくと、反対になんでそんなこと言うんだというふうに怒られてしまう場合もあるんですけど、春日町内会さんたちが回られると、反対にご苦労さんですね、といってもらえるようなこともあるということで大変いい評価をいただいておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

答（人事） 長期休暇者の病名ということでございますけども、まず、90日休暇をとりましてその後休職に入った者が、アトピー性皮膚炎でございます。それから31日休んでおる者がおりますが、これは、足の骨折でございます。それからもう1名、90日の休暇から休職に入りましたものがうつ病ということでございます。それから、自律神経失調症、それから長いものが、70日の方が、腰の椎間板ヘルニアということでございます。

問（１２） 職員の健康管理の関係では、うつ病とかね、ちょっとメンタル面でそういう状況に陥ったと思われる人が何名かみえると。職場のこの、管理というのかそういう中で、職員の健康という問題を考えますと、このように61日から90日が今回でいうと、4人ということで、以前からみると、こういう長期欠勤者というのは、ふえているのかどうか、これはどのように把握してい

ますかね。

答（人事） 以前からの経緯ということですが、年々によってばらつきがございませぬけれども、相対的に申し上げますと、やはり、昔は新生物、ガンでの長期休暇者が多かったんですけども、最近では、精神、精神及び行動の障害というものですか、そういったものが10年ほど前から比べて約3倍ほど増加いたしております。こんな状況でございます。

問（12） 今現状が、やっぱりそういう精神疾患というのか、職場の環境が影響しておられると思われる、病気の方がふえておられるという状況ですが、これは、民間でも、そういういわゆる成果主義、それから競争を非常に強いられるような職場で出やすいというのはね、社会的にも伝えられておるところですが、総括ではメンタル面の把握はしていないということではありますが、例えば職場の職員が満足度、それは、いわゆる取り組み、業務に参加していてどのような気分で仕事をやっておられるのかということをつかむ、そういうメンタル面での意識の状況というのを把握するような民間の会社があって、多くの大企業、特に成果主義を強調してやっておられるところでは、そういった状態も一方では、把握するというのもやられておりますが、そのような取り組みについて検討したことがあるのかどうか。この間の質問では、メンタル面の状況把握はしていないということですが、それについてはいかがですか。

答（人事） メンタル面の把握はしていないということではなくて、どういった方がどういったメンタルで休んでおられるかという状況につきましては把握いたしておりますし、それから、職場の環境の影響でというお話がございましたが、たまたま、私ども、19年度休職、休暇者のうち心の病気という者が3名ほどおりますが、すべてが職場の環境でという話は聞いておりませぬ。家庭での悩みだとか、そういった内容もあるわけございまして、すべてが職場の環境とは考えておりませぬ。それから民間のコンサルを活用してというようなお話がございましたが、私どもにおきましては、主要成果説明書の49ページに職員の研修事業というところがございませぬけれども、こちらのほうでメンタルヘルスに関する研修だとか、ワークライフバランスに関する研修だとか、それから、カウンセリングマインド講座、これはメンタルヘルスについての相談を受ける

技法を学ぶというものでございますけども、こういった研修を開催したり、受講したりして、対応しておるところでございますので、よろしく願いいたします。

問（12） 私は、メンタルヘルスについて民間の業者を使えと言っているのではなしに、民間の大企業ではそういう取り組みをやっておるがということで、いわゆる、高浜市の職員を預かる人事管理の上でも職員の皆さん方がどのような気持ちで仕事に参加しておるのかを、例えば、匿名でと、名前つきでは、とてもまともなこと書けないですからね。で、それがどういう状況であるかということも含めて、もちろんそういうアンケートをとらなきゃわからないような職場では困りますけど、そういった取り組みも必要ではないかと。で、メンタル面で、病で休んでいるというのは、全部、その、職場の関係じゃないというふうに言われたけど、それは、家庭や社会の影響や様々なものがあるかと思いますが、現実にはそういう長欠者が何人かみえておると、以前にも、もちろんあったと聞いていますから、そういうことを含めて、やはり、職場の改善と、明るい職場をつくるという点では引き続き、これは取り組まなきゃいけないことではないかということ、その点についてどのように考えているかということをお伺いしているわけです。それから62ページの関係で、先程、伊勢湾港道路について、見直しというのか、そういう話がありましたが、類似した内容、他に、中部国際空港の鉄道建設促進とかね、リニア中央エクスプレス、まあ、これについては、JR東海が独自でとかいろいろなこと言っているわけで、いわゆるそれについて、今までどちらかということ、各自治体も加わって、いわゆる促進の雰囲気を作るというのかね、そういう役割に市が加わるということは、それに一翼を担うことになるわけで、これが、例えば道路財源で言えば、無駄な道路建設に結局、結びついたという反省が必要かと思えますね、その面では、そういった見直しの検討がされておるのかどうかということについてお伺いします。

答（人事） まず、最初のご質問でございます。職員がどんな気持ちで仕事をしているかというような、アンケートというようなご質問でございますが、実は私ども、全職員に対しまして毎年、自己申告書というのを行っております。

これは、例えば異動の希望だとか、いろんな記入欄がございますけども、そういったところで十分対応できておるのかなと思っておりますので、特別、調査をしようという考え方は、現在のところ持っておりませんのでご理解いただきたいと思えます。

答（地域政策） 一点訂正をさせていただきます。先程、春日町町内会さんの協働事業で、私、満点だと申しましたが、最高ランクのA評価ということですので、100点という印象を与えるといけません。ちょっと訂正をさせていただきます。それからリニア中央エクスプレス建設促進愛知県期成同盟会につきましては、今おっしゃられたように、昨年4月、JR東海が実験線を延伸して、2025年に東京、名古屋間でリニアモーターカーによる中央新幹線の営業開始を目指すという発表がございました。政府もこの1日にJR東海が表明しているリニア中央新幹線の建設計画については年内にも本格調査へ着手を認める方針を固めたというような報道もございました。これは評価されたのは、環境対策と税金の投入があまりないということで、経済活性化に役立つ面を評価というふうに報道もされておりましたので、今の時点では見直すということは考えておりません。

問（12） 今のところ、他の期成同盟については負担金、見直しは考えていないということですが、今の日本の財政状況、何百兆円というようなね、負債を抱えておる、そのおおもとがこうした大型開発が主なものであったことは、はっきりしておるわけですから、そういう面では、そういう促進期成同盟等への参加というのは、今、全般的な見直す時期にあるのではいかという点を指摘しておきたいと思えます。65ページのあいち電子自治体推進協議会負担金というものが、555万5,000円ですか、昨年より約50万円ふえていると、ということで一番下にありますね、これ、どのような理由によるものかという点のお伺いします。それから、71ページの家具転倒防止の金具の件ですが、で、これが29件ということですが、これは今までこの事業でやられてどれだけの方々が、いわゆる転倒防止されて、その率というのかね、本来対象となる方々のどの程度まで実施されておるのかどうか、把握しておれば、その状況をお伺いします。

答（行政管理部） 65ページの負担金、あいち電子自治体推進協議会負担金が52万1,000円ほどふえておると、その理由ということですが、端的に申し上げれば、電子調達システム、物品でございますが、この物品のシステムが運用をされだし、それに伴う増ということでございます。

答（生活安全） 家具転倒防止の関係でございますが、ちょっと今、手元に過去からの集計は持っておりませんので、その辺の数字については、ちょっとこの場で申し上げることはできません。いずれにいたしましても、昨年と比べまして、あ、ごめんなさい、平成18年度、家具転倒につきましては、累計がですね、平成16年からでございますけども、16年から19年度までの合計で123件でございます。で、この123件に対しましてですね、比率はどうかということでございますが、こちらのほうのですね、おおもとの母数がちょっと、手元にございませんで、比率については、ちょっと今出せないという状況でございます。で、これにつきましては、平成18年度、7件から平成19年度29件、本年度につきましても30件ほどの実績が出てきたということで、大分PR等もですね、行き届いてきたのかなというふうで今後とも、もっと増やしていきたいと思っております。

問（12） あいち電子自治体推進協議会負担金については、入札の関係だということではありますが、入札全般が、総務のほうでやっておられるということで、昨年度の入札の状況をうかがっておるわけですが、平均落札率が、94.91%と、それから、最高落札率は100%というようなことで、また、95%以上というのが、この全体が146件中99件ということで、相当高い落札率を示しておるわけですが、この入札に関しては、高浜では事件に発展するようなニュースはあまり聞いていないですけど、全国的には、非常に入札では大きな問題が出ておるということで高浜でもその入札のあり方についてこの現状をどのように見ておるのかということと、改善の考えというものがあれば、ぜひ伺いしたいということでもあります。それから、同じく、家具転倒の関係ですが、123件ですか、今までで。今回が29件で。ということで全体の、この、いわゆる転倒家具防止の施工率というのか、そういうのは、つかめていないということのようですが、家具転倒による、この下敷き、そういうものによる、

例えば命を失うとか、非常に多いといわれておりますので、その意味では、いつ起こるかわからない、震災に対しての備えというのは、大いに進めていく必要があると思うんですけど、そういう点では、さらに積極的に進めるような手立て、例えば、金具は本人負担というようなことになっていて、なかなか皆さん方にお勧めというのが、難しいというのがあるわけで、他の自治体ではその程度の金具であれば、高齢者、例えば、収入の少ないような方々というところについては、ぜひ無料で提供してということも含めてやっておるわけですね、その面では、震災に対する備えというのを、さらに万全にしていくために、積極的な施策の検討というものが求められるかと思いますが、その点で、そのような考えか。それから72ページにいわゆる防災対策で、いわゆる耐震改修の関係、今回、補強計画が2件、それから改修工事が2件と。こちらのほうもなかなかまあ、進まないわけですが、それらについて、特に古い家に住んでいる世帯というのは高齢者の世帯が多いというのがね、多くの場合であって、そういう方々、当然、経済的にも大変で、まあ、家が倒れれば、そのときに命を失うのさ、というふうにな、冗談交じりに言っているのを、高齢者の皆さんの話をよく聞くわけですが、そういうことがないように推進するために、何らかの施策も求められるんじゃないかと、いう点で、その検討があれば答弁お願いします。

答（契約検査） それでは、最初の質問でございますけども、電子入札に絡められまして、本市における、入札の状況は、どうかというお話でございますが、ご案内のとおり、私どものほうでは、平成18年7月より、それまで建設工事につきましては、一部指名競争入札というものの方式をとってございました。委員もご承知のとおり、平成18年におきましては、全国的な談合等と、そういったような状況もありました。それに基づきまして、平成18年の12月に全国知事会のほうで、そういう緊急の指針等も出されてございます。そういったものを踏まえましてですね、早くから、平成18年7月より原則、一般競争入札のほうへ移行した状況でございます。今、おっしゃられましたとおり、落札率が結果的に高いという状況が生じてはございますけれども、これは、いわゆる、業者様のほうも参加されるにあたっては、利益等も追求されるというこ

ともございます。そういったものを踏まえた中での、落札の結果というふうはこちらのほうは認識してございますので、直ちに、それだから今後どうするかというようなことは、今現在は、考えてございません。

答（生活安全） まず、成果説明書71ページの家具転倒防止の関係でございますが、家具転倒防止の効果というのはですね、確かに大地震の際に、その家具の転倒による負傷ですとか、死傷、こういったことを防ぐ意味から非常に効果大きいということで、私どもも積極的に力を入れさせていただいております、数的にもですね、徐々にではありますが、ふやしている状況でございますが、この費用負担の件ですね、金具等の負担についてのお話が、今、出たわけでございますが、私ども今までの実績等見てみますと、金具代につきましては、400円から800円くらいと、1世帯あたりですね。それに対して、取り付け費のほうで、大体4,620円のほうを私どもが負担をいたしているということでございますので、今のところ、金具についての負担というのは、特に、そこまでは考えてはおりませんので、ご理解をいただきたいと思います。それから、耐震改修、平成19年度におきましては、改修計画の策定、それから改修工事、それぞれ2件ずつということで、18年度に比べまして、数字的にもですね、ちょっと落ち込んだということがございます。そこで、ご案内のことかと思いますが、平成20年度からですね、制度等も改正させていただきました。これにつきましては、今まで一般家庭につきましては、1/2かつ75万円と、工事費についてでございますが、そういう形で補助をさせていただいていたものを、1/2制限というものをやめまして、上限金額75万円ということで、75万円以内であれば全て負担ができると、実際には、その金額では終わっておりませんので、その効果はどうかということがございます。それから、高齢者ですね、低所得の高齢者の対する補助金額を150万まで拡大をしたという形の、そういった制度の改正とですね、それから相談があった際の私どもの取り組み、ここらもちょっと昨年度よりは、改善をさせていただきました。その結果ですね、これは19年度決算ではございません。20年度現在の状況ということでございますが、現在のところ8件につきましてはですね、工事完了または補助金の交付金額の確定というところまで

いっております、また1件の方につきましては、現在、設計作業中であるということ。その中で8件中、2件の方が、低所得高齢者に該当するという状況になっておりますので、今年度につきましてもですね、引き続き力を入れていきたいと考えております。

答(契約検査) 申し訳ございません、一点補足をさせていただきますけども、先ほど申しあげました、落札率の関係につきましては、一部建設工事、建設コンサルタントにつきましては、予定価格の事前公表をしてると、そういったような兼ね合いもございまして、若干、高いのかなというふうには思います。ただ、事前公表だから、逆に落札率が高いのかというふうなことを申されるかもしれないんですが、これはあくまでも設計書、仕様書等に基づきまして、業者のほうで積算をした、その結果ということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

問(12) 入札に関しては、今のこの、事前公表の関係について、一定の期間やってこられているわけで、一度やっぱり、以前では事前公表がいいじゃないかとかいろいろ言われていますが、私の方が考えると、必ずしもいい方法ではないような気がしますんでね。一度、その評価、高止まりの原因の一つでもあろうかと思っておりますので、適正な入札をする上では、この事前公表のあり方、これは見直しの時期ではないかということをおもいますので、担当のところでもぜひ、検討をお願いしたいということでもあります。それから、耐震の関係について、金具、大した額ではないからということですが、確かに工事の額から考えたら1/10程度ということだと思っております。しかし、促進していく上で、高齢者の皆さん方に危険ですということと合わせて、例えば、こういう該当者については、無料ですからというような形で、さらに促進することがね、トータルでの損失を防ぐ施策ではないかということで、さらなる検討が求められると。それから、耐震改修についてはね、確かに一定の取り組みによって、施工率が今年度に入って上がっておると、いうことでもありますので、広報等でそういう改善の話を機会をとらえて知らせ、ぜひ、安全な住居を確保できるようにという点で進めていただけたら、ということをおもいます。それから、先ほど、52ページで青年会議所への職員派遣で、365日全て行っておるのでは

ないということを答弁いただいたわけですが、何かの研修をする機会をとらえて参加ということですが、ここに特に特定して派遣しておく、その理由と、どのような効果があるのか、これからも、そういったことは機会をとらえてやろうとしておるのかどうかということ、その関係では伺っておきます。

答（人事） 青年会議所の研修でございますけども、これはやはり、公務員ではなくて、民間事業所としての、異業種交流としての効果を狙ったものでありますし、今後もこの研修につきましては、継続してまいりたい、こんなふう考えております。

答（生活安全） 家具転倒防止につきましてはですね、先ほども申し上げたとおりでございますが、いずれにしましても、実績等ですね、ふやしていきたいと考えております。

問（12） はい、わかりました。入札の事前公表についての見解は、ちょっとなかったわけですが、次に、地域内分権交付金、73ページですね、866万3,000円という内容と、南部まちづくり協議会、同じく、73ページで管理委託料が、932万円ということになってます。これの主な内容についてお伺いしたいと。それから、75ページ、自衛隊の募集事業というもので2万6,000円ということで、この金額も、これふえてますかね、どのような事情でこれをいわゆる総務の業務として取り組んでおるのかということについてもお伺いします。

答（地域政策） まず、吉浜のまちづくり協議会の交付金の使い道等でございますが、事業としましては、環境保全ということ、それから、これは、公園清掃が主でございます。それから、防犯対策に関する事業で防犯パトロール、防災対策に関する事業で、防災訓練、そして高齢者の生きがいに関する事業で、講座等がされているということでございます。子供の健全育成に関しては、登校の見守り事業等がございます。伝統文化の発展に関する事業では、菊人形の普及、細工人形の普及等がございます。それから、南部まちづくり協議会の管理委託料の中身でございますが、人件費としまして180万8,000円ほど。で、需用費としまして322万8,238円、役務費としまして16万2,377円。委託料としまして242万4,370円。使用料としまして48万4,

396円等となっております。

答（文書管理） 自衛隊の募集の件でございますが、2万6,000円の根拠、これは前年度の志願者数、入隊者数、こういった実績及び、人口割、均等割等に基づきまして、国からの委託金として入ってくる金額でございます。次にどのようなものをこの金額で使用しているのかということでございますが、例えば、はがき、案内といった消耗品的なものを購入させていただいております。次に、自衛隊の募集事務、この事務を行っている理由は何かということでございますが、この事務につきましては、自衛隊法及び自衛隊法施行令に基づきます、法定受託事務として法令で規定をされております。この法定受託事務につきましては、これは、市町村が処理することとされる事務になっておりますので、本市においてこの事務を行っているということでございます。

答（契約検査） 先ほどの御質問の中で回答がなかったということで、事前公表の見直しというようなことにつきましては、私どもの取り組みの中で進めてきたものでございます。また、平成19年度末でございますが、いわゆる入札契約適正化法に基づきまして、いわゆる第三者評価機関という形で、入札監視委員会の設置をさせていただきました。そちらの方でいわゆるそういったことの内容の方も検討されてくるかと思っておりますので、いずれにいたしましても事前公表につきましてはこのまま継続していく、今、予定でございますので、御理解を賜りたいと思っております。

問（12） 次に75ページの生活保護に国庫負担の返還金が204万3,883円、前年は12万円ですか、前年から見ると相当ふえているということで、その内容をお伺いしたいのと、それから、76ページの徴税委託料で、高浜総合サービスに610万1,550円と、昨年よりもふえておるんじゃないかと思っておりますけど、これについてどのような事情によるものか、それをお伺いします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 0時57分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

答（生活安全） 午前中の水野委員の御質疑の中で、主要成果71ページの家具転倒防止器具の取り付け、これが対象世帯に対してですね、実施率がどのくらいかというお尋ねがございまして、こちらにつきまして、母数となる数字がわからないということで申し上げておりましたが、こちらにつきましてはですね、単身高齢者が1,079名、それから、65歳以上の高齢者のみの世帯に属する方が2,111名ということで、これが残念ながら世帯ではございませんので、単身につきましては、人数イコール世帯ということでよろしいかと思うんですが、高齢者の方が人数ということで、そういうことからちょっと概略で出させていただきます。この2,111人を2で割ってですね、世帯数ということでやらせていただいた場合、実施数が123、これに対して母数が1,079プラス2,111を2で割ったものということで、実施率は約5.8%ということでございますのでよろしくお願いいたします。

答（地域福祉） 主要成果の75ページでございます。2番の社会福祉支給事業等補助金返還金の生活保護費国庫負担金返還金の内容ということでございます。これはですね、18年度、前年度の実績の額に対しまして、国庫負担分3/4でございますが、国の方から入るわけでございますが、多く受け入れたための超過額の返還というものでございます。

答（税務） 76ページの市税の賦課事業のうちの窓口業務委託料の増となった理由でございますけども、これは平成19年の6月から、土日開庁が開始されたことによりまして、税収納窓口の一人増に伴いまして増加となっておりますのでよろしくお願いいたします。

問（12） 76ページの徴税委託料で、総合サービスの支払いの関係について理由を聞きたいということと、それがちょっと答弁漏れだと思いますのでお願いしたいと。それから先ほど土日開庁の話がありましたが、通訳のときにもあったように、去年の6月からだったですかね、土日開庁をやりまして、その通訳の成果というのは伺ったわけですが、総合的に簡潔に、どのような成果を評価しているのかと、土日開庁全体について、それもあわせてお伺いします。

答（税務） 土日開庁の成果でございますけども、税務グループといたしまし

て、平日にどうしても窓口に来れない方につきましては、常に土日、年末年始を除いて申請等いろいろできるということで、こういった成果が出ておると考えております。ちなみに件数についてはちょっと手元にないんですけども、1日平均で収納、税務窓口では、約30件ぐらいの利用者がございますのでよろしくお願いたします。

問（12） 先ほど言っております、高浜総合サービスに610万1,550円ということで、その内容、昨年から比べてふえておるんじゃないかと思えますけど、それに関しての。

答（税務） 委託料のふえた理由でございますけども、昨年から土日開庁が開始になりまして、一人増になったということでふえておりますのでよろしくお願いたします。

問（12） 総合サービスの関係については徴税事務や窓口業務ということで、いずれも市民の税金の納め具合を含めて、プライバシーにかかわるようなことを窓口でやっておるということで、そのプライバシーの保護というのか、そういうことについてどういった対策をとっているのかをお伺いします。

答（税務） これにつきましては、特に委託契約書におきまして守秘義務等きちっと規定をしております、十分守られておると考えております。

3款 民生費

問（16） 成果説明書の95ページ、社会福祉費の3番のいきいき広場運営事業の中の委託料、日本福祉大学に8,185万円と計上されておりますけれども、日本福祉大学、確か今年から1学年減っておると思うんですけども、今後またちょっとずつ変わってくるんですけども、この辺の関係は、今後どうなっていくかということと、今言った、1学年減っている関係はどういうふうになってますか。

答（地域福祉） 委員の先回の一般質問でも御質問がございましたとおり、日本福祉大学高浜専門学校、これは22年の3月をもって専門学校の役割を終えるということで、今後につきましてはですね、専門学校閉校後の校地の利用につきまして、市と大学側と協議、調整をいたしましてですね、引き続き官学連

携で行っていただきたいということで、今、そういったことを前提にですね、計画の骨子というものを検討しておる段階でございますので、よろしくお願ひします。

問（７） 主要成果１０６ページと１５６ページで質問します。まず、１０６ページの３款１項４目、就労移行支援ですが、これはチャレンジサポートについてですね、平成１８年度からスタートしていると思いますが、昨年の決算委員会のときにね、ちょっと傍聴しておりまして、就労支援事業が１８名、重度の生活介護事業が４名、こういう答弁だったように記憶しておりますが、これの今、現在の状況について、これが一つ。それから、１５６ページの方、３款３項２目、生活保護についてですが、これは何というんですかね、新聞にかなり大々的に取り上げられたと思いますが、北海道の滝川市ですね、生活保護費の不正受給、これタクシーの問題ですよ。確か厚生労働省の方からこの８月ですね、先月、全国の各自治体に対してね、改めて調査せよというような通達があったと思うんですが、本市の方もこの通達を受けて調査しているのかどうか。調査しておるのならば、どういう状況か。

答（地域福祉） まず、初めの１０６ページになります、就労移行支援事業、チャレンジサポートたかはまの現在の状況ということでございますが、昨年、決算委員会のときに申しあげました人数に比べますと、利用者につきましては顕著ではございますが、増加をしております。平成２０年８月末時点の人数でございますが、就労支援移行事業が２５名、生活介護事業が８名、合計３３名ということになっております。それから、主要成果の１５６ページ、生活保護の移送費の関係ですが、この調査につきましては平成２０年８月２９日付けで厚生労働省の方から各都道府県あてに通知されております。私どもには県より２０年９月８日、つい最近でございますが、照会があったところですので、これから調査の段階に入るといってございまして。ちなみに本市におけます移送費の支給額ですが、主に公共交通機関で御利用ということになっておりまして、１９年度実績におきましては、１０名に対しまして、合計１７６件、金額でいいますと１５万２４０円という支給になっております。１件当たりでいいますと、８５４円ということになっております。

問（7） タクシーの方がそう大した金額じゃないんだね。地域が狭いんで、ということでしょうね。北海道のような訳には。では2回目の質問ですが、まず、就労移行ですね、こちらの支援についてなんです、確かやっぱりこれも昨年の決算委員会でね、1名の就職が達成したというのかね、そういうような答弁があったわけなんです、その後はどうなっているのか、ふえているのかどうか。それからもう一つ、この施設でね、確か私、視察に顔を出したときにね、堆肥の販路で非常に困ってみえるというような発言を聞いておりますが、この面についてはね、その後販路は広がっておるのかどうか。それから、生活保護についてなんです、そうすると多分そんなに心配ないのかなと思うんですが、一応、高浜市としてのね、チェック体制ですね、こういうものとか対応ですね、この北海道の件を受けて、あるいは厚労省の通達を受けてね、多少の改正したのかどうか、このことについて。

答（地域福祉） チャレンジサポートたかはまの件でございますが、その後ですね、就労された方というのは19年度中に4名の方が就労されております。20年度、今現在でございますが、3名の方が就労に結びついておるということで、去年と合わせますと7名の方が就労に就かれております。また、堆肥の販路ということですが、これはですね、試行錯誤を繰り返しながらようやく今、生産体制が固まってきたかなという状態でございます、これにつきましては今、養護学校のお祭りだとかですね、あと、いろんな施設の夏祭り等イベントにですね、参加をしながら販売をしておるといところでございます。また、最近ではまちづくり協議会の花植え用にもですね、個人向けに若干販売をしておるとい状況でございます。それから、移送費の関係のチェック体制ということでございますが、本市といたしましても額は少ないということでございますが、移送費の支給の際にはですね、一定の手順をきちんと踏みながらですね、審査をしていく。並びにですね、画一的な取り扱いによって、必要な人が受けられないというようなことのないようなこともチェックしながらですね、以前にも増した入念なチェック体制を整えていきたいと思っております。

問（7） 北海道の場合だとね、領収書を改ざんしゃったと、けどそれはまあ、土地が広いからそれはなぶるだけの価値があるかもしれんけど、高浜市だ

ったら車で5分走ると刈谷行っちゃうもんだね、なぶりようがないかも知れませんがね。最後の質問ですが、就労支援の方ですが、そうすると、7名という答弁でしたね、そうすると、6名、この1年間でふえたということだと思いますけど、率にすると28%が就労しておるといことですね。実は私どもの会社もこういう方たちを雇い入れて、今現在3名ですか、居りますが、そういった面でちょっとお尋ねしたいんですが、そういう方たちが円満に勤務してみえるかということですね、それから、同じような考え方で、何か問題が起こってないかとかということについて、もし把握しておればと。それから、これはもうやってみえるかも知れないけど、堆肥の問題ですね、JAの産直ですね、ああいうところへ持っていかれるのもいいんじゃないでしょうかね。JAの産直でね、堆肥、ボカシとか何かも売ってるんですよ。で、本市としてもあそこへお金出しておるわけですよ。まあまあ金額を。ですから、ことによるとね供給会員になってくれというようなことを言われるかも知れませんが、供給会員になってもね、1年に1回、会議に1時間ぐらいの会議に出れば、それでオーケーということですから、話を持って行かれるといいかも知れませんね。高取支店の支店長にちょっと声かけてやればというような気がしますけど。これはちょっと余分なことですが。

答（地域福祉） まず、就労に就かれた方の様子だとかということとはですね、今、ジョブコーチというものがですね、中に入って、企業と、それから障害者と、間を結ぶような役目をしておりますのでですね、意外とスムーズに、やっておられますし、何か問題があったということはちょっと聞いておりません。それから、堆肥の関係でございますが、この辺は事業所の方に今のお話を伝えていきたいと思っております。

問（9） 主要成果の103ページ、障害者自立支援給付事業と、114ページの3事業についてもお聞きしますが、まず103ページの自立支援給付事業ですけど、自立支援法が施行されて、その後、事業体系が非常に変わったということで、今もそうですが、19年度は18年度と違って、事業所も事業毎に事業所がはっきりしているという中で、自立支援法の施行後にサービス利用者の状況というのはどういうふうに変化したのかをまず、御説明いただきたいと

思います。

答（地域福祉） 新しい体系のサービス利用者の状況ということでございますが、まず、サービス利用者の状況につきましては、19年度、新たにサービスの利用を開始された方は30名で、そのうちチャレンジサポートたかはまが御案内のように19年4月にできたということで、そのうちの20名はチャレンジサポートの利用者でございます。サービス利用者185名のうち、96名の方が新体系サービスの利用となっております。

問（9） チャレサポの方は新体系でやられておるということで、授産所高浜安立というのは、まだ旧体系のままということを知っておりますけど、事業所側の経営状況だとか、利用者の状況というのはどうなっておりますか。

答（地域福祉） 授産所安立の移行状況ということでございますが、移行期限が23年末となっております。こういったことから、事業者におかれましては経営を左右する報酬単価、またはですね、新体系によって現利用者の利用に支障がないよう、慎重な検討を重ねているということを知っております。それから事業所の経営状況でございます。19年4月「チャレンジサポートたかはま」が事業開始しましたことは、ご案内のとおりでございますが、ご承知のとおり、6月議会におきまして、補正をお願いしたところでございます。現在、通所率の向上は見られるものの、依然と経営状況はなかなか厳しいものがあるということを知っております。それから、授産所高浜安立の状況でございますが、昨年、利用定員を48名から40名に変更しております。それに伴いました報酬単価のアップ、それから通所率の向上、これによりましてこのような経営状況となっております。また、通所率の向上につきましては、昨年9月、補正にも上げさせていただきました、障害者就労支援奨励金支給制度、1日通えば175円、手当を出すよというようなものでございますが、これによりまして、通所日数も若干ふえたのかなと考えております。

問（9） ありがとうございます。今年の補正でも上がっているようにですね、利用者にとっては非常に利便性が図られるというか費用負担も少なくなっていくというふうに思っておりますし、今のお話のように、伺ってみると、安立の方もですね、支障がないように体系を変更して新体系に移っていただろうとい

うことはわかりました。ちょっとこれは話が違うんですけど、以前ですね、ふれあいだんらん特区というのを高浜がやっておって、その利用者の方々というのは実際そういう事業の中では、どちらへどういうふうになっておるんですか。

答（地域福祉） 以前、ふれあいだんらん特区ということで、これは18年からは全国区になったというものでございますが、18年9月、ちょっと前でございますが、現在、14名利用をされていた方が、実は6名まで減少しております。利用ができなくなった方につきましてはですね、18年10月から始まりました新体系のサービスの移動支援だとか、日中一時支援等にですね、利用されておるといふ状況でございます。

問（18） 主要成果109ページ、あおみJセンター運営費負担金が計上されておりますけれども、チャレンジサポートセンターも開設されておりますけれども、こちらの方の精神障害者の方の登録人数、利用に関しまして少し教えていただきたいと思っております。それから111ページ、障害者地域生活支援施設維持管理事業42万9,170円ですけれども、延べ利用日数94日、延べ利用者数771人、これは前年度に比べますと大幅に利用者の人数が減ってますけど、この理由について。前年度は1,718人だったと思っておりますけれども。それから、137ページ、保育対策等促進事業運営委託料、これの休日保育地域子育て支援センター、それぞれの園の実績を教えてください。

答（地域福祉） まず、あおみJの利用人数と利用状況等でございます。あおみJに今、高浜から通ってみえる方は4名ということでございます。ちなみに全体では17名の方が通っておるわけですが、その内の4名ということでございます。利用状況といたしましては、週4日営業をしておるという中で、いろいろな活動、ゴムのバリ取りだとか、それから、自主製品の製作だとかを行っております。また、これは余談ではございますが、作業所の方につきましてはですね、実は移転が決まっております。今までのところからですね、旧JAの新川支店を碧南市の方が用意されたということで、そちらの方に10月3日の予定で開所するということを伺っております。それから、みんなの家の利用の減ということでございます。これにつきましてはですね、実は19年度に1団体、大変しょっちゅう使っていたいただいていた団体があるんですが、ここがです

ね、活動拠点をちょっと変えられたということの減でございます。

答（子育て） 休日保育の状況ということで、平成19年度の実績で申し上げますと、平成19年度は延べ200人の方が利用されております。続きまして子育て支援センターの状況ということで、今回、子育て支援センターにつきましては市内、主要成果の中では3カ所ということで、上げさせていただいておりますが、まず、高浜南部保育園の子育て支援センターにつきましては、開設時間9時から15時までの6時間、よし池保育園に併設されております支援センターは、週5回、9時から15時までの6時間、翼幼保園に設置されております子育て支援センターは、週5回、9時から16時までの7時間ということで運営されています。

問（18） わかりました。休日保育の保育料というのはいくらでしょうか。それから、保育料に関しましては先回もお願いしましたが、利用者の方々から近隣市では日割り計算になってますけども、本市の場合は月額計算ということで、ぜひ日割り計算をお願いしたいという御要望をいただいておりますが、このことについてもお尋ねします。それから拠点、先ほどの111ページですね、あるグループの方が活動拠点を換えられた、活動拠点をどこに変更されたのか伺ってよろしいですか。それから109ページ、今、あおみJセンターのお話伺いまして、移転されるということで、良かったなど、かなりボロ屋という失礼ですけれども、古くてあまりきれいじゃない、暗いところで、また、手狭まなところでやってらっしゃったものですから、早くそういった方向になるといいなという思いでいました。碧南市が移転されるということですので良かったと思っています。今後、この精神障害者の方の市としての精神障害者対策といたしますか、基本的な考え方はどうなのかということをお聞きしておきたいと思えます。

答（子育て） 休日保育の利用料についてですが、3歳未満児については月額7,900円、3歳児については月額5,500円、4歳児以上は月額4,700円ということで徴収しています。それともう1点、この休日保育につきましては民間園2園をお願いしていますが、民間園の方から特に日割りにしてくれという要望は聞いておりませんのでよろしく申し上げます。

答（地域福祉） まず、みんなの家の拠点の変更、どこに変わったのかということですが、これは1団体、のりのりフットワークの会というところがございまして、拠点を南部まちづくり協議会に変わったということです。それから、あおみJの関係で、精神障害者、どのような考えだということですが、今、現在、精神障害という方々というのはどんどん、実はふえておられます。こういったあおみJというような拠点がですね、この辺には本当にあまり無いということで、当市としましてもこういった増大する精神障害者に関しての日中の活動の場というものはぜひ必要でございますので、今後ともこのあおみJというような施設をですね、本当に当市といたしましても非常に重要視しているところでございますのでよろしくお願いいたします。

問（9） すみません。先ほど質問が途中でした。114ページの3事業について伺うということで、まず一つは障害者就労移行促進事業、それから、障害者お試し外泊事業とジョブコーチ事業ですが、まず障害者就労移行促進事業というのはですね、事業所や利用者の実績というのが減ってますよね、その理由をまず一つお願いします。それから、お試し外泊事業ですが、先ほどのみんなの家を使われていると思うんですが、お試し外泊事業として使われているのは1団体になってますね、その内容はどのような内容であるかということと、ジョブコーチ事業というのはどういう支援が行われているか、この三つについて伺います。

答（地域福祉） まず、就労移行支援事業、これは企業体験実習手当金ですが、受入れ事業所の並びに、それから実績の減ということですが、これにつきましては現在、支援団体、施設としましては、授産所高浜安立、それからチャレンジサポート、それから、のりのりフットワークの会という3団体がございます。18年度につきましては授産所高浜安立において、4企業へ実習を行っていました。授産所安立については19年度に入りまして、実は経営安定のための職員数を減員しています。また、新しい事業としてジョブコーチ事業を請け負っていただいたということで、非常に支援体制が確保できなかったということで、19年度についてはチャレンジサポートたかはまだけ、のみの実習だということです。そのための減でございます。それから、お試し外泊の利用の仕方等で

すが、これは毎月1回、週末にですね、4名の方が利用されています。支援していただけるのが社会福祉協議会のふれあいサービスの協力会員ということでございまして、これも個々の人の生活能力を高めることができますよう、個人別に支援計画を作成したり、実施後はその評価にも行っているところでございます。それから、ジョブコーチの事業、どういったことかということでございます。これは、個々、人によって支援計画の策定に基づいて、対象者、事業主等、家庭への支援が行われるものでございます。基本的には人間関係や、職場内でのコミュニケーションを図る工夫をしたり、障害者特性に応じまして、職場環境の整備の提案をするというところでございます。

問(9) わかりました。ジョブコーチ試行事業のところ、安立の実施日数が減っておるといのは、今のお答えのことだと思うんですね、それで、新体系に移行ということで、先ほど質問した中にあるように、新体系移行への模索中ということで、大変な努力をされている中で、事業所の、逆にいうと事業所に行っている人たちに出す実習手当て金が減ったんだということですね。新しい事業を模索中だというふうに理解いたします。実際にですね、受入れ事業所がここだと2社なんです、この事業所の確保のためにですね、市はどういった努力をされているのかということと、それから、お試し外泊支援事業というのが、これは将来的にはグループホームでの自立を目的としてもらっている事業だと思うんですが、これはせつかくこういう事業をやっているんで、利用していただくようにPRを図ることと、その団体にどうやってバックアップをしていくかということが必要になると思うんですが、それはどういうふうに考えているかということと、ジョブコーチ事業もですね、高浜で独自でお金を出している部分があるんで、これは高浜らしい活用として今後どうしていくかということについて伺いたいと思います。

答(地域福祉) まず、就労支援事業の受入れ事業所の確保ということですが、これは引き続きまして企業さんに対しましては公式ホームページ等で周知を図りますとともに、就労支援会議におけるネットワークを有効に活用して、企業の皆さまへPRを図ってまいりたいと思っています。それから、お試し外泊の利用拡大、バックアップ体制ということですが、これもですね、事業の様子を

ホームページ等で周知したり、市内の事業所に対しましては、事業の実施を促していきたくと思っています。しかし、今のところお試し外泊をして、これはグループホームに入る前段階のためのお試し外泊ですので、実はお試し外泊をしても、入るグループホームがないという状況でございますので、今後はグループホームの設置、運営について考えていかなければいけないかなということを思っています。それから次に、職場適応援助者の試行事業の、高浜らしい活用方法ということですが、これは最終的には認定を受けることが、事業所がですね、前提となつてまいるわけでございますが、法人職員体制だとかですね、それから、ジョブコーチを行える人材がいるにもかかわらず、認定を受けることができないということも考えられますので、今後は限りある人材を活用しながら、一人でも多くの方を就労に結びつけるような内容の改正も考えていかなければいけないと考えております。

問（18） 先ほど一つ忘れていましたので、152ページ、中高生の居場所づくり事業、バコハですけれども、ここが開設されてから2年ですか、これ、防音室会員数347人で、かなり利用されてるなと思いますが、当初、スタッフのことでちょっとまだ整備が整ってなかったというお話を伺っていましたが、このソフト面のスタッフの確保につきましては現状はどのようになりましたでしょうか。それから、こういった中高生の居場所がようやくできたということで、中高生の皆さんの非行防止ですとか、何らかの効果があつたかと思えますけれども、この点についてのお考えを伺いたいと思います。

答（こども） まず、バコハのスタッフの確保はという御質問ですが、現在、スタッフに関しましては中高生が中心になって行っています。現在13名のスタッフで運営していますが、中高生ですので順次卒業してまいります。卒業した子たちが大学生になりまして、支援スタッフという形で、現在6名ほど、中高生の居場所作りを支援するスタッフとして活動していますので、今後も卒業生を中心にして、また、こういったバンド活動が中心ですが、集まってくる中高生をスタッフという形で一緒に活動していくという形の取り組みをしています。続きまして、成果ということですが、17年度から始めまして、若干人数は少なくなっておりますが、ここに集まってくる子たちというのは一定の子が

おりまして、バンドを中心とした形で集まることで、他の非行防止には役立っていると思っていますし、今後、バンド以外の活動、例えば中高生のスタッフの方々が、夏休みの勉強会ですとか、そういったことを自主企画もしていますので、こういった活動を拡げることによって、非行防止、居場所の確保という形では進展してくるものと期待していますのでよろしくお願いいたします。

問（18） わかりました。スタッフの関係ですが、地域のおじいちゃん、おばあちゃん、おじちゃん、おばちゃんとか、そういった方のスタッフというのはいないのでしょうか。

答（こども） 直接的に地域の方々がこのスタッフに入っていて活動しているということはございませんが、居場所づくりの委員会に論地町町内会長が委員として入っていておられますので、今後やはり、会議をする中で、地域にもそういった活動を周知して行って、理解していただくことで、そういったことも可能性はあると思いますが、現状では現在、具体的には入って見えないという現状です。

問（12） 3款、93ページの民生委員の関係で、住民に最も身近かな相談支援の担い手ということですが、最近もですが、民生委員さんが高齢化されて交代ということで、新しい民生委員さんも生まれていると思うんですけど、その質というのは、基本的な研修、質の向上というものは、どのようなものを行っているのかと、それから、相談件数が997件ということになっていますが、これは例えば扱いをした民生委員一人当たりで平均はわかるわけですが、多い人とか少ない人、様々あるかと思いますが、一番多い人と一番少ない人は、どういう件数なのかということと、それから、現在の民生委員で最高齢の人は何歳になっているのか、どの程度の年齢が来たら交代するのか、そういう基準があるのか合わせてお願いします。

答（地域福祉） まず、民生委員さん、54名おられますが、質の向上ということで、新しい民生委員さんにつきましては、当初、研修会ということで、こういった役目を担っていただくというようなことだとか、それはうちの職員からお話をさせていただきながら、県の方でも研修会がございますので、随時行っていただくということで、質の向上をしていただいております。それから、

相談件数の減ということですが、全体的に34%ほど前年対比として減っていますが、これは実は御承知のように、昨年12月に一斉改選ということで、民生委員さん大分かわられています。新しい民生委員さんが15名出られました。そういった中で、あまり対応ができなかった、で、みえる相談に対しまして、やはり専門的なことも、最近すごく多くなってきましたので、行政の方に聞いてくれということですね、これも件数が減ったものかなということだと思います。それから、民生委員さんの最高齢は何歳かということ、実はこれ、75歳がですね、一応退任の年齢ということになっていきますので、今現在は皆さんそれ以下だということです。

問（12） 15名かわられたということで、一部に新しい民生委員さんかと思いますが、ちょっと対応できないというのか、そういう研修なんかが必要ではないかという声も聞いてますんで、やはり引き続き、そういうレベルアップというのかね、地域で安心して相談できるような担い手になれるようにね、これは取り組みが必要かと思います。それから、113ページ、福祉タクシーの利用件数が載ってるわけですが、福祉タクシーを利用する方々から、タクシー運転手の対応等について要望を聞いているのかどうか、何かあればお伺いしたいということと、116ページの宅配給食の関係ですが、前年比で登録者もちょっと減ってますかね、それから、397人が332人と、それから宅配給食数も2,000食強減っているということで、どのような理由なのかお伺いします。それと120ページのいきいき銭湯開放事業がありますが、これ、251万5,800円となっておりますが、松の湯とケアハウス、それぞれの支払いの内訳がどうなっているのか。

答（地域福祉） まず、福祉タクシーにつきましては当初にもお話させていただいたかと思いますが、今年度から対象者の拡大を図っておりまして、今までの身体障害1、2級だとかを3級までに拡大したと、それから、療育も精神も一つずつ拡大しておりますということで、対象者の数がふえれば利用もふえるのかなということじゃないかも知れませんが、一応、要望というんですかね、この辺は枠を拡大させていただいたということです。

答（保健福祉） 配食サービスの配食数が減っているという御質問ですが、平

成11年にこの配食サービスがスタートしていますが、当初は高齢者の方への食の提供ということで進めていたわけですが、平成16年に介護保険の方で食の自立という観点で、少し制約が加わっておって、配食数が減っているというのも一つの原因かと思えます。もう一つ、コンビニですとか、そういうお弁当を専門に届けられる業者が入ってきまして、そういった部分で減っておるのも一つの原因かなというふうに分析しています。それから、いきいき銭湯の松の湯さんの方とケアハウス高浜安立の方の委託料の内訳ですが、松の湯さんの方が207万9,000円、高浜安立さんの方が43万6,800円となっています。

問(12) 福祉タクシーの関係では、利用者からタクシーの運転手等の対応について何か苦情みたいなものがあるかという点がありましたらお伺いしたいのと、いきいき銭湯については内訳はわかりましたが、この前も松の湯の方へちょっとおじゃまして状況もちょっと見させてもらったんですけど、サービスの質という点で、一定の衛生上も含めて、改善が必要ではないかという状況もあったわけですが、また、外観的にも相当老朽化が進んで、もうちょっと手を加えれば、ここがそういう銭湯だなということがわかるような感じですけど、今だと利用しているのかどうかも含めて、わからんような状況になっておるんですけど、そういう内容の改善もというようなものは検討しているのがどうか、衛生管理上の問題も含めて御答弁をお願いしたい。

答(地域福祉) 利用者によりますタクシー等の苦情ということですが、今現在では私どもの方にはその辺は聞いておりません。

答(保健福祉) 松の湯さんの施設の状況なんですけど、大変古くなっておって、やっておるかやってないかわからないような状況もありますが、オーナーさんの寺田さんの方もかなり御高齢で、実際に運営していくのが厳しいような状況ということもおっしゃってみえます。そういった中で御高齢の方の地域の居場所ということでお願いをしていることもありますので、特に改修に際しての整備ということは、私どもの方で支援等は考えていません。公衆浴場の届出が出ておりますので、衛生管理上の点検というものは定期的に行って、保健所の方にも報告されておられます。

問（12） タクシーの運転手等のサービスに対する苦情等は聞いていないということですが、高浜で一番利用の多い、ここでも600何件使っている三高駅のカネ久のタクシーを高齢者がよく利用したときに、行き先言っても大回りしていくとか、非常におおぼうな対応があるというようなことも聞いておりますんで、実際、そういう福祉タクシーを支給している関係でも、一度その辺について、例えば利用者的高齢者と対応するときの御意見等も把握を努めるようにしていく必要があるのではないかということをおもいます。それから、松の湯については高齢の方がやってみえてということで今のところ考えてないということですが、現在、高齢者の無料開放というサービスを行っている中身としてね、一度もう少し改善の検討、当面の話でも必要ではないかと、それから先々これは高齢者の銭湯無料開放というのは非常に喜ばれている内容だし、高齢者が機会ある毎に外出する一つのきっかけを作っておくという点でも重要かと思っておりますんで、その取り組みの継続性ということをおもいますと、やっぱり何らかの、もし、今のままでは先々が運営がどうなるかわからないということであれば、市としての施策ということも、これは当然考えるべきではないかと思っておりますが、その辺の検討、計画、そういうものがあればお伺いしたい。それから122ページの関係ですが、憩の家の利用者からの声ということで、部屋でテレビを希望した場合にはテレビをそこへ持ってくるというようなことがサービスとしてあるんですけど、非常に映りの悪いテレビになっておって、これではという苦情も来ておりますので、これについては一度、どういうふう把握しているのかどうかということをお伺いします。それから122ページ、アサヒサンクリーン高浜ケアハウスというのが大分前から改修して運用を続けておるわけですが、やや利用者が少ないんじゃないかという話も聞きますが、現在の、19年度における入所率というものは、どの程度になっているのかということをお伺いします。

答（地域福祉） タクシーの関係につきましては、利用される方、毎年タクシーチケットを取りに市の方におみえになられますので、その時点ですら、何か不都合はないかということをお伺いしたいと思います。

答（保健福祉） いきいき銭湯の継続ということですが、先ほど申し上げたよ

うにオーナーさんのこともあるわけですけど、近くの宅老所いっぱいの方です
ね、お風呂を設けた宅老所がありますので、そちらを御利用いただくという
方法もあるかと考えております。

答（介護保険） アサヒサンククリーン高浜ケアハウスの利用定員ですが、現在
30人ということで、ここ数年30人で推移しておりまして、9月1日現在の
待機者が28名です。

問（12） いきいき銭湯の開放事業ですが、憩の家にあるというようなこと
で言ってみえますが、やはり内容が全然違いますし、あそこは男女が交代で入
らなきゃならないとこですし、とてもそういうものでは対応できないと思いま
すんで、そういう面では高齢者のいきいき銭湯無料開放というものを、今後き
ちっと位置付けて取り組むような計画で検討すべきではないかということ指
摘しておきます。それから128ページの子育て支援の医療費2/3助成事業
の関係ですが、これが当初予算が7,715万7,000円に対して、今回は
この助成4,844万円ということで、執行率が62.8%ぐらいになるかと思
いますが、これがこの償還手続きをとった率に該当するんではないかと思
いますが、その辺についてはどのように把握しているのかということ伺います。
それから130ページに後期高齢者医療事業システムの開発費、これが1,8
74万2,000円と、それから負担金が809万5,000円ということで、
19年度が負担しているわけですが、こういう形の負担というのが次年度以降、
すなわち20年以降ですね、どのように推移すると見ておるのかと、これはこ
の制度が始まったことによる新たな負担増という内容になるかと思いますが、
それについてどう把握しているのかお答えください。

答（市民窓口） 当初予算に対しまして、執行率が60%程度であるというこ
とですが、実際ですね、該当者の方がすべて申請におみえになるという下で当
初予算を組ませていただきましたが、結果として実際に申請におみえになっ
て支給したのが4,800万円ということですので、そういった数字になろうか
と考えています。また、後期高齢者事業の関係ですが、次年度以降どのような
負担になっていくかということですが、このシステム開発の関係につきま
しては、当初新たに制度を運用するにあたって、初期投資として必要となっ
てくる

部分ということをございますので、今後、制度の中です、いろいろと、国においても見直し見直しということもありますので、そういった部分では、この改修というものが出てくる可能性はありますけれども、その辺については不透明であるということ。それと、広域連合の負担金のことですが、これについては共通経費がある限りは、この部分の一定の負担はずっと継続されるということを考えています。

問（12） わかりました。今の後期高齢者について言うと、だからいわゆる制度変更によって1,874万円、初年度でもかかっていると、それから今後も分担金みたいな形で継続するという、システム上で新たな負担が増え、それに取り組む後期高齢者医療制度そのものが非常に大きな問題を含んでいるということで、自治体としてもこの制度の問題点をきちっと分析して、改善を求めるような取り組みが必要ではないかということをおもいますが、それについての見解を伺いたいと思います。それから136ページの保育園の子育て、保育園管理事業で、中央保育園が定員190人ということで、市内でも最も送迎も多いということで、以前から周辺の住民に対して、朝の送り、それから夕方の迎え時に路上駐車等で大変な状況になって、これは市も改善の必要性を認めていながら一向にそれについての具体的な手当てをとらずにいるが、これについてはどのように考えているのか、検討に着手しているのかどうか、それについてお伺いします。

答（市民窓口） 後期高齢者医療制度の関係ですが、私どもも高齢者の医療の確保に関する法律の規定に従いましてですね、市町村が行うべき事務、こういったものを法の規定に従って粛々と進めさせていただくということですので御理解いただきたいと思います。

答（子育て） 委員言われましたように、現状の中央保育園の状況については従来から変わっておりません。ただ、そのような中で中央保育園におきましては園長を中心に交通整理を現場の方で行っている状況です。時間帯によっては送迎する保護者が非常に多く、路上駐車がかなわないときなどは病院の駐車場を利用するよう、保護者に伝えており、保護者の利便性を図るとともに混乱を招かないような努力を行っております。また、こうした車の駐車については、

保護者に直接お願いをしており、また、通知の方でも、つい、7月25日付けで、車の駐車についてのお願いということで通知文を出しておりますのでよろしくお願ひします。

問（12） 中央保育園の関係については保護者へのお願いということでは根本的な解決は難しいと思うんですね。ラッシュ時混乱、路上駐車も溢れたら病院の職員駐車場へというようなことの臨時の対応をしておるようですが、そうでなしにやっぱりあそこに、工夫すれば区画できるものがあるんですから、まずそれを解決するということをおね、それを用意して、そこを活用して路上駐車しないようにということを父母に言うということであれば解決の方向は明確なんですけど、そこがきちっとせずにやっていること自身が問題だと思うんですね。その面では積年の問題ですのできちっと取り組むようにこれは求めておきます。それから136ページ、同じく保育園の関係で、保育料の一人当たりの保育料がずっと載ってるんですけど、翼幼保園が唯一、月平均で2万円を超えておると、2万3,636円ということで、他と比べて高くなっておる、その主な内容ということと、それから138ページで保育士の関係、フルタイムの保育士というのが15名いますね。それで、フルタイムでやられる人たちの正職員への登用というのは、計画的に取り組んでおると聞いていますが、実際にはどのように取り組んできたのかということについてお伺ひします。

答（子育て） 翼幼保園の保育単価が他に比べて高いんではないかという御質問ですが、翼幼保園は、新しい認定子ども園でありまして、保育料の高い0、1、2歳の構成が非常に多いところであります。他園の平均が26.8%であるのに対し、翼幼保園51.3%、こうしたことが保育料が高い主な理由であると考えています。そして臨時職員の雇用につきましては、かねがね御質問いただいておりますが、今年度につきましても退職補充分に加え、いわゆるフルタイム解消分ということで、1割相当分、二人の加算をいただきまして、職員採用を行っております。もともと職員採用は競争試験によるものとされております。試験を受けていただいて、合格いただき、フルタイムの解消を図っていくという考えです。

問（12） 146ページの児童クラブですね、児童クラブ全体、その中で

の待機者というのか、1年から3年を最低限受けれるようなことということで、最近、共働きの若い御夫婦がふえてきておるということで、需要も多いかと思いますが、待機者はどうなのか、その解消計画ということと、それから、高取児童クラブに保育士の配置がないということで、これは他と特別かえておる、この事情、本来、保育士は最低限1人置いて、児童福祉の取り組みをきちっとできるように担保するというのか、そういうことが必要かと思いますが、どのような考えで取り組んでいるのかということと、156ページの生活保護の関係で、先ほど言ってありましたが、いわゆる最後のセーフティーネットということで、本当にぎりぎりの状況で相談に来るかと思いますが、この19年度でのこの相談件数と却下件数、これらについてどのような状況かをお願いします。

答（子育て主幹） 19年度の高取児童クラブの待機者というのは、4月1日現在で一人でございます。3月末としては20年の3月末では0ということになっております。2点目の高取児童クラブに保育士の配置がないということですが、これにつきましては、高取児童クラブの方につきましては12年4月からシルバー人材センターへ児童クラブの運営の一部を委託して、市職員1名と、シルバー生活指導員で実施してまいりましたけども、この間で培われた知識や技術で、市職員が配置されなくても、児童クラブの運営がシルバー就業者のみでできるということで、シルバー人材センターから御提案がありまして、平成18年度民間提案型業務改善制度の採択事業となりました。これは委員御承知かと思いますが、19年度から全面的に委託することとなりましたので、市職員は配置されておられません。それで、市職員が配置されないことによって、児童クラブの方の就業者をですね、平日でいきますと、1日8時間換算ということになりますと、2.6人分の生活指導員を配置させていただいておるところでございます。

答（地域福祉） 生活保護の関係でございます。相談件数は19年度50件ということですが、その内、適用が18件ということになっています。保護率36%ですが、保護とならなかった主な理由としては、最低生活費を上回るというのがございます。それから、または稼働年齢に達しながら就労意欲がないというものも7件ということですが、それから、他方策の活用ということで、ここも5

件あがっております。

問（12） 学童の関係については高取の保育士を配置しないのは、民間提案型のもので採用したという話ですが、市としてそういう学童保育がその後どのようなになっているのかということをしちっと把握して、改善の必要があれば改善させるというようなことは当然必要かと思いますが、そういうことについてきちっと取り組まれているのかということと、それから、待機については高取が1件あったという答弁でありましたが、これについては全市の学童がどんな状況になっておるかということの質問ですので、それについてどのようなようになっておるかをお答えいただきたい。

答（子育て施設主幹） 大変失礼いたしました。8月の待機児童につきましては、東海児童クラブが二人、中央児童クラブが二人、翼児童クラブが3人、ひこうき雲児童クラブが二人の計9名でございます。それと、高取児童クラブに保育士が配置してないけども、その後についてはというようなことでございますが、児童クラブの関係の連絡会議と申しますか、館長会というのが毎月1回開催されておまして、その都度、他の児童クラブを司る職員も交えて、いろんな情報交換をしたりしています。そういったことで知識の向上は図っていると思います。また、必要な研修等については、積極的に御参加いただいて、資質の向上を図っているところでございます。

問（7） 146ページ、児童クラブに保育士というのは必ず要るのかね。僕は要らないと聞いてますが。今の答弁聞いていると、ちょっと曖昧なような気がします。

答（子育て） 放課後児童クラブのガイドラインというものがつくられています。その中で保育士はあった方が望ましいという言い方はされていますが、必置という書き方はされていません。

4款 衛生費

問（12） 160ページの関係です。ここでは住民の健康の問題で、総合検診等検診業務が扱われているわけですが、現在その対象者の受診率はどの程度になっているのかということと、それから、その受診率を上げるための取り組

み、これについてお伺いします。それから、178ページ、リサイクル推進ということが行われているわけですが、それについて、それを地域毎に拠点を立てて、そこへ収集するというところで理解しているわけですが、豊田町ではそういう地域に場所がないというようなことで、住民からもちょっと要望が来ているわけですが、それについての取り扱いがどうなっているのかということ、それから181ページで放置自動車等処理事業というもので、200万8,000円で、これ、前年の124万円から大幅に増加している主な内容ということと、ちょっと前後しますが、169ページで、エコハウスの関係、昨日現地視察をさせていただいたわけですが、ここで立派な施設が出来ているわけですが、この利用の仕方ということで、分別の啓蒙が主に中心になっているわけですが、中学側の広いところに一定のスペース、これは実際に分別等、資源ごみが持ち込まれて分別するようなスペースになっているわけですが、あまり利用している状況になってないということで、せっかくああいうものを作ったんですから、その利用計画、これについてはどのように検討しているのかということをお伺いします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時20分

答（保健福祉） 健康診査の受診率についてお答えします。まず、健康診査の対象者というのが、なかなかはっきりできないというところがあります。老人保健法によります健康診査の対象というのが、基本的には40歳以上の国民健康保険の加入者、それから、社会保険の被扶養者等が想定されるわけですが、そうした中で健康診査につきましては60%、それから胃がん検診につきましては18.2%、肺がん検診が29.2%、大腸がん検診が45.6%、乳がん検診が6.8%、子宮がん検診に対しましては40歳以上じゃなくて、20歳以上ということで、2.2%になっています。検診の受診勧奨ということにつきましては、特にがん検診の受診率が非常に低いものですから、今年度につきましては広報等でも数回にわけて、がん検診を受診していただくように掲載

させていただいています。また、いろんな機会を設け、保健師からも受診していただくようにお勧めさせていただいている状況です。

答（市民生活） まず、資源ごみの拠点の関係ですが、豊田町に拠点がないということで、個々の市民の方からは要望は実際にあるようなんですが、どうも、町内会に加入されていないということで、町内会長から御要望をいただきたいということで対応しているというふうに確認しています。次に181ページ、放置自動車等処理事業の増額理由ですが、これは主要成果にも記載がございますように、放置自転車の関係もこの中の事業でやっています。それで、19年度から放置自動車と不法投棄ごみの処理を毎週火曜日・金曜日、6時間で集中的にやるという委託業務を開始したことによる増でございます。最後に169ページ、エコハウス事業の、エコハウスの中学校側のスペースの利用が促進されていないということですが、今現在、可燃ごみの在庫をあちらに持ち込んでおって、大手のスーパーからたくさん購入をいただくというようなことがございますので、そちらを利用してエコハウスの方で購入していきたいという活用方法と、市民団体の方で廃油石鹼をつくるというところがございます。屋外でつくりますと、風等によって一定の熱が出ないということで、エコハウスの北側のところで使いたいという要望を聞いていますので、ぜひそちらの方で活用していきたい。それとフリーマーケットをエコハウスでやっていくという計画がありまして、一応は資源ごみの学習エリアのところ限定してスタートしたわけなんですけど、かなりの希望者がいますので、そちらのスペースの活用も、今後検討してまいりたいと考えています。

答（保健福祉） 先ほどの受診率について1点訂正させていただきたいと思えます。肺がん検診は59.5%に訂正させていただきます。

問（12） 検診受診率アップの関係ですが、通年検診を可能にするなど、検診の機会をふやすということについてはどのように考えているのかということと、資源ごみの分別拠点の関係で、町内会の話が出ましたが、分別収集を市として取り組んでいるわけですから、豊田町の方々の分別については、どこに出すということについては、市としてはどのように考えているのかを伺います。それから182ページ、市営墓地の整備事業の関係で、現在のこもればの里の

隣ですね、そちらの現在の空区画がどの程度で、満杯になるのがいつ頃なのかということと、市としてこういうのを取り組んでいるわけですが、今後についてはそのことを含めてどのように考えているのかを伺います。

答（保健福祉） 健康診査の年間を通してということですが、今現在は7月から9月ということで、3カ月間実施しているわけですが、国の方も年間を通して受診できる体制を整備しなさいということを言っています。そういった関係で、医師会の方とも調整させていただいておりますが、冬場になってきますと予防接種の関係ですとか、そういったこともお願いしてしまして、なかなか今年間でできる状況ではないということで医師会からは返事をいただいておりますが、今後も引き続き、年間を通して実施できるように調整してまいりたいと考えています。

答（市民生活） まず、豊田町の拠点の関係ですが、御案内のとおり、豊田町、神明町の町内会ということでございまして、私どもが豊田町の方が転入されますと、御紹介するのは、神明町にある拠点を紹介しているということでございます。それと市営墓地の関係ですが、19年度末の空区画が35区画となっております。20年度におきまして、すでに7区画ほど申し込まれておりますので、差引きしますと28と、大体最近1年間で24区画ほど出ていますので、1年と少しというふうに考えています。それで、今後の整備計画ですが、昨年の6月に井端議員の一般質問にお答えもしました。一般的に墓地というのは迷惑施設という位置づけがされている中で、近くにあった方がいいけど隣にあるのは困るというふうな現状がある中でですね、この13k㎡という狭隘な町の中で、市営墓地として今後作り続けていくという考えは持ち合わせておりませんので御理解いただきたいと思います。

問（7） 4款1項、167ページですが、刈谷豊田総合病院ですね、こちらへの補助の件ですが、一般質問のときに方向性の答弁がね、確かあったと思うんですが、この補助に関しては当然、恐らく今、交渉中であろうと思うから、答弁しにくい面もあるかも知れない。もし交渉中で答弁できんというならそれで結構なんですけど、いわゆる補助に関しては、この繰出金程度を考えているのかどうか。それから病院会計を見てもね他会計負担金というのが2億9、

000万円ですね、というふうになっておるんですが、このことについて。

答（病院部） 医療法人豊田会の補助金の関係ですが、現在、交渉させていただいておまして、先日も作業部会を開催しまして、資産及び補助金の関係についても協議させていただいている段階ですので、まだ結論は出ていません。それとですね、病院事業会計の繰出金の関係で、1億9,000万円ほどというお話なんですが、この金額も、どんな形になっていくかというのは、まだ協議をしている段階ですので、詳細はわかっていません。

委員長 議題の範囲内でお願ひします。

問（7） 169ページですが、エコハウスですね、昨日いただいた資料で、昨日いただいた資料の分、いわゆる建物ですね、それと付帯設備、これで2億7,000万円ぐらいでしたかね、全部の投資がかかっていると、で、この169ページ、ここで2,200万円ですか、すると約3億円ぐらいかかっておろうかと思うんですが、このエコハウスの人件費を含む年間オペレーションコスト、維持費ですね、これ、どれぐらいかかるんですか。

答（市民生活） 工事費等については主要成果124ページで地域介護・福祉空間整備事業の中で掲載されているという中で、その年間のコストですが、この中でですね、経常的に必要だというのは人件費の関係になると思いますが、私どもが今、試算している段階で800万円ほどという状況です。

問（12） 先ほどの資源ごみ分別拠点で、豊田町は神明町、まあ近いところでそれを紹介しているということですが、やはりその地域にできるだけ分別の拠点をというのが分別促進の上で、市の仕事じゃないかと思うんですけど、そういう点ではこの豊田町の地域にそういうものを設置するような検討、市が進める考えはないのかどうか、町内任せではいかんと思いますがどうですか。

答（市民生活） このごみの分別収集というのは町内会さんのお力を借りないといけない事業であると認識しています。それで、仮に新しい地区を市の方から設置していただきたいということを申し上げてもですね、当然そこの地域の当番というのは町内会の方で対応いただくことになる。こういったこともございますので、順番としては町内会さんの方からその準備が出来て、市の方に意向があったときに検討したいということですので御理解いただきたいと存じま

す。

問（16） 178ページから179ページにかけてですが、ごみ収集委託事業で1億6,273万云々とありますね、それから、下に可燃物、不燃物、いろんなのがあります。それから179ページで区別がされて重量が載っています。最近、いろんなものの単価が随分上がったり下がったりしています。これの当初決められた金額で1年を通していってしまうのか、あるいは若干の価格の調整等をしているのかどうかをお尋ねします。

答（市民生活） 委員の御質問は一般廃棄物の収集運搬であるとか、そのところで原油高の折でどうかという御質問でよろしかったでしょうか。一応ですね、今現在の収集運搬にかかる事業の中で、業者の方から何とかしていただきたいというようなお声は聞いていません。ただ、当然、そういう事態があるということは意識はしています。それと、資源ごみの売却代金ですが、最近ですね、原材料高ということで、単価の方は大きく変わってきています。年度初めでは当然見直しもしますが、年度途中でも私どもの方から業者の方へ、もう少しというような打診もしていますのでよろしくお願いします。

5款 労働費

質 疑 な し

休憩 午後2時35分

再開 午後2時40分

6款 農林水産業費

質 疑 な し

7款 商工費

問（16） 201ページの補助金で、三州瓦屋根工事補助金141件ありま

すけれども、この内の和型と平板の内訳をお願いします。

答（地域産業） 和型につきましては16件です。その他、平板としまして125件です。

問（7） これ、少し前、去年、一昨年かな、かなり大きな問題になりましたね、衣浦臨海鉄道の横領の件、この件で刑事事件としては1審で懲役6年という判決が出て、多分この刑事事件としては御本人は控訴中じゃないかなと思うんですが、これ、結審しておりますか。

答（後藤副市長） この件については、私が去る6月の取締役会に出席させていただいておりますので、私の方からお答えさせていただきます。御質問の刑事事件訴訟の経過について若干御説明申し上げますが、平成19年6月21日に業務上横領事件として審理をされました1審判決で、懲役6年という判決が出ましたものに対しまして、元社員の被告人が控訴いたしました。そして平成19年11月20日に控訴棄却の判決が言い渡されています。そしてその判決について、被告人の方が不服といたしまして、平成20年1月7日に最高裁の方へ上告申し立てをいたしました。上告棄却の決定がなされまして、今年3月11日に上告棄却が確定していますので、これで結審しているというふうに考えています。

問（7） そうすると刑務所に入っているわけだね。じゃあ、今の刑事事件のことなんですが、今度は民事でね、この方、訴追されていますね。臨海鉄道の方が確か損害賠償で2億円ですか、訴追しておると、で、私の方で調べたところでは、第1回口頭弁論には出廷してないと、なおかつ答弁書も提出しないと、で、一般的に民事でこういう状態になるといって、これで結論出ちゃうと、いわゆる即決ですね。裁判官の方で確定して命令を出してくるというふうになっているんですけど、これはやっぱりそういうような考え方、私の理解の仕方ではないんでしょうか。

答（後藤副市長） この件の民事事件訴訟につきましては、委員御指摘のとおり、民事裁判には名古屋地方裁判所で昨年11月13日に、元社員に対する2億円強の損害賠償の支払い命令が下され、判決が終わっています。

問（7） やはり民事でね、これも多分離婚しちゃっておるんですね、元妻と

か記されておりますので。その元の奥さんにもね、損害賠償が1億4,400万円訴追されているわけなんですけど、一般的には多分犯行にはかかわって、奥さんの方はね、かかわっていないんじゃないかと、横領事件だからね。かかわっていないんじゃないかと思うんですが、この辺のところ、何かわかってますか。

答（後藤副市長） 元妻の方につきましては、不当利益返還請求訴訟が出しております。これに対しまして第1回口頭弁論では全面的に戦うということで、現在もまだ審理継続中となっております。

問（12） 主要成果202ページ、ここで三州瓦リサイクル品の開発研究事業50万円ということですが、その成果はどのように現れているのかということについてと、205ページのいきいき号循環事業で、利用者が前年比で減少していますが、どのようにそれを分析しているのかということと、改善にどのように結び付けているのかという2点についてお伺いします。

答（地域産業） 初めのリサイクル品開発の関係ですが、愛知県陶器瓦工業組合が石川県立大学の長谷川教授にシャモットの土壌による栽培実験を依頼しまして、いわゆる重金属類が土壌に影響があるかということ等を調べていただいた結果、土壌には特に影響ないということをお勧めいただきましたので、今後、農業関係にそのことを広く伝えていきたいと考えています。

答（市民生活） いきいき号の循環事業の利用者の減の関係ですが、実は平成18年度の実績が2万6,137人、これが19年度で2万3,410人ということで、マイナス10.4%の大きな減員となりました。内容を調査いたしました、実は市立病院前の停留所です、バスを降りた方の数が18年度4,831人であったものが、19年度では2,840人に大きく減少しました。また、これに伴いまして、市立病院前から乗られる方の数です、18年度が2,720人であったものが19年度1,913人ということで、影響人数はマイナス2,798人ということになりまして、実際に全体のマイナスを超えているという状況でございました。しかしながら、市立病院前を利用される方というのは、他の停留所と比べれば格段に多いという状況もございまして、今後、市立病院の民間移譲に伴いまして、患者数の増を期待しているところで

すのでよろしく願いいたします。

8款 土木費

問（2） 主要成果214ページ、公有財産購入費ですか、ここで港線用地を購入されていますが、買収面積1.85㎡を購入金額、で、ここにうたっております372万4,691円とありますが、この金額の根拠を教えてくださいか。

答（計画管理） 高浜市都市開発公社の方で用地を先行取得していただきました用地を再取得をいたしましたもので、用地費の方が21万482円となっております。それに対しまして、経費といたしまして、物件がありましたので、物件の補償費だとか、それからその用地を測ったための測量費ですね、それに物件の調査費、そういったものに最後に利息を加えまして、残りの351万4,209円というものでございます。

問（11） 主要成果216ページ、8款土木費の河川費、昨日現地視察をさせていただいたんですけど、中荒井配水ポンプ場ですか、先日の大雨のときに動いたではないかと思うんですけど、運転状況はどうだったということ、それから、後の、先日の昼頃、すごくたくさん降ったと思うんですね、あの頃にも他のところもポンプが動いたのかどうか、あるいはもうちょっとわかるなら、年間、ポンプが動く回数というものがもしわかりましたら、どこのポンプ場が何回動いたということをお願いいたします。

答（都市整備） 今回の高浜市での豪雨、8月28日の22時から29日の1時までの3時間の累積雨量で、およそ70mm降りました。それで、1時間当たりで1番降ったのが28日の23時から29日の0時の時間帯が1番多く降ったということでありまして。ただしこの時はたまたま干潮の時間帯にあたりまして、それと、平成18年度のときにですね、高浜川から中学橋までの間、県の方で川底の掘削等していただきましたので、かなり河川水位も低かったということで、大部分が自然排水で処理されて、中荒井、今回の向山なんですけど、中荒井の排水ポンプ場のポンプが稼動したのは、29日の1時頃から稼動しまして、1時から2時の間で延べ運転時間が約6分、処理能力でいいますと22

2 t、それから、2時から3時までの間で約9分、333 tを処理したということです。それと、年間ですけれど、集計していませんが、この8月分のもをもらってはおりますが、塩田、それと乞殿、中荒井と、28日、29日、30日が多くて1時間ぐらい稼働運転があったということで、その他、8月では1日から28日の間までは、運転時間0だったと思います。

9款 消防費

問（6） 230ページ、消防費の中の広域消防事業の中で、衣浦東部広域連合分担金4億2,284万7,455円とありますが、昨年と比べてですね、1,000万円オーバーのほどの減額となっておりますが、その辺の理由をお願いします。

答（生活安全） 衣浦東部広域連合の分担金につきましては、高浜市単独の単独経費にかかる分と、それから広域連合全体にかかる共通経費にかかる分担金がございます。その中で高浜市の単独経費の関係におきまして一昨年度、平成18年度は耐震性貯水槽の設置工事がございました。平成19年度におきましては、貯水槽の設置工事がなかったために、この関係で単独経費の分担金が850万3,555円の減額となりました。それから共通経費の関係では、連合の車両等の購入費の減、それから施設改修費、こちらは若干の増があったわけですが、消防用資機材拡充費の増、こういった歳出に関する関係で、最終的に歳出減、それから、歳入の方で危険物施設許可手数料の増、それから、前年度繰越金の増、こういった歳入増がございまして、分担金の総額が4,514万2,000円の減額ということになりまして、この関係で高浜市の共通経費にかかる分担金が312万5,932円減額となりました。この両方の合計で1,162万9,487円の分担金の減となっております。

問（12） 今の広域消防の4億2,284万円の件ですが、多少減額の話がありました。広域連合へのいわゆる消防分担金の今後の見通しについてはどのようにつかんでいるのかと、これは当初、広域連合発足時にさまざまな設備を整備する等で、立ち上がりの時期、若干負担が多くなるが、将来は下がるんじゃないかという見通しを確か以前は伺っておったわけですが、今の時点では

それはどのように把握しておるのかということをお伺いします。

答（生活安全） 広域連合分担金の関係ですが、私が今、手元に持っております資料ですと、高浜市の分担金ということでお答えをさせていただきますと、平成15年度から平成19年度まで、大体平均で、決算額が4億3,500万前後ということをごさいますして、平成19年度はそういった点からいいますと、過去の平均よりも若干少ない金額であったというのが、過去5年間の経過でございます。今後の見通しですが、現在、私どもで持っております広域連合の実施計画というもので見ますと、当初予算ベースと決算と若干違いますが、予算ベースでいいますと、現在の水準から若干増のときもあるけれども、大体その前後の金額でいく見通しであるということをご把握しています。

10款 教育費

問（9） まず、主要成果232ページですが、特色ある学校作り事業委託、これ、何年かにわたって行われていますが、主なものについて結構ですので成果と今後の事業展開について伺いたいと思います。それから同じ事業にある確かな授業作り事業委託、特別支援教育推進事業委託、この三つについて、とりわけ19年のそれぞれの具体的な事業について説明いただきたいと思います。それから235ページの児童生徒健全育成事業の中で19年度の新規事業である特別支援アドバイザー生徒巡回指導相談員と、特別支援有償ボランティア、これの取り組みとですね、それぞれの配置について伺いたいと思います。それから、いじめ不登校対策推進事業委託、これも数年にわたって行われてはいますが、19年度の具体的な取り組みについて、また、その成果と今後の事業展開について伺いたいと思います。

答（学校経営主幹） まず、232ページの教育事業費での特色ある学校づくりについてですが、各学校で行われているわけですが、今、質問にありましたように、主なものということでご紹介させていただきます。まず、高浜小学校におきましては、心とみ安心できる学校づくりというテーマで、道徳を中心に心の教育推進を行っています。この成果といたしましては、当然のことながら道徳授業の充実が図れたということ、それから具体的な動きといたしましては、

挨拶週間というような取り組みが行われ、道徳的な実践力が子どもたちについてというようなことを報告で受けております。また、高取小学校では川ガキになろうというテーマの下に、稗田川を中心に、自然に親しむという体験学習の活動を行っています。その成果といたしまして、自然とのふれあいと体験学習が行われ、その中で、自然環境の変容や、四季折々の変化や生き物について知り、命の大切さを学んだという結果の報告を受けています。また、港小学校では、国語力アップ計画というテーマで行いまして、読解力を身につけるという、学力向上について取り組みを行ってございました。その成果といたしまして、一斉読書、スピーチトレーニング等の活動を基に行った結果、そういったことを継続し、子どもたちにその習慣化というものが図られ、定着が図られたということです。なお、このような特色ある学校づくりの授業ですけれども、同時に行われました学校評価制度、それとともに取り組まれております。次年度の更新ということで、新たな問題解決を学校評価制度のP D C A、プラン、ドゥー、チェック、アクションのサイクルを基に、次年度への新たな挑戦という取り組みで、子どもたちのより発展、向上を願った取り組みを行っております。次に、確かな授業づくりについてですが、この事業については教員の指導力向上、特に授業力の向上を目指して、大学教授及び指導的立場にある教員を講師に招聘いたしまして、校内での研修、授業研究等行いました。具体的には授業づくり、教材研究、教材づくり、授業分析、児童生徒とのかかわり方等をこの先生方に御指導を受ける等の研修会を行いました。その結果、効果的なものとしては、授業の展開の仕方を、より具体的に学べたとか、それから、子どもたちへのかかわり方を学べたというようなことで、現場の先生方から伺っております。また、教育技術的なことで、構成的グループエンカウンターという、教育的な技術があります。そういったものに対して御指導いただいて、それを取り入れて子どもたちへの成長に生かしている学校等聞いております。このように研修を通じて教員の力量アップが図られているかと思っております。また、先生方においては、この授業を研究するという、授業をじっくり研究、分析をするということの、ある意味、場を与えていただけるということで、より授業への研究等を深められたことを実感しています。最後に、特別支援教育推進事業ですが、この

事業におきましては17年度文科省からの事業の指定を受けまして、初年度、3部会を中心に展開をしてきました。幼保、小学校との連携体制が整ってきたところがこの初年度でありました。18年度におきましては、それを受け継ぎまして、教職員等の特別支援教育への理解等深まり、具体的な支援に取り組むことができたということをお聞きしております。また、19年度におきましては、体制を基盤に各学校、各園において支援体制の充実と教員力を図るための事業を推進してきました。特にその中で、各関係機関との連携ということを目指し、障害者カルテのネットワーク化を図り、生涯にわたる支援体制整備を進めてまいりました。一応その体制、組織面での整備がなされ、成果というものが昨年度できているということです。また、今後ですが、当然、ハード面というものが整備されてきているわけですが、ソフト面での先生方の意識改革について今年度重点的に取り組んでいるということです。次に、235ページの、児童生徒健全育成事業についてです。まず、特別支援アドバイザーというものですが、これは学校に特別な支援をする必要のある生徒、児童というものがおります。そういった児童に対して学級での教育的支援を行うということは勿論のこと、このアドバイザーにおきましては、特に担任へ支援の方法、担任が特別支援を必要とする児童、生徒にどのような支援の仕方をするかという方法や、指導計画の作成等のアドバイス、それから校内で行います事例研究の検討会や教育相談等の指導、助言ということをおこなっていただけます。これは、学校や担任にとって、とてもある意味困っているところをアドバイスしていただけるということで、指導法等、非常に良きアドバイスをいただけることで、重要な役割を担っておこなっていただけているかと思っております。次に、生徒指導巡回指導員ですけれども、この指導員は学校不適應を起こして、学級で通常の授業が受けられない児童生徒、若しくはその保護者への相談活動を定期的に各校へ巡回をして相談を行っているものであります。時には家庭訪問をしたり、電話連絡等で家庭との連携をとったり、問題解決を図っております。次に、特別支援有償ボランティアですが、特別支援学級並びに通常学級においては、先ほど言いました支援を必要とする児童生徒がおります。そういった児童、生徒におきまして、学校生活面での補助的な生活的支援を行っているのが主な取り組みであります。

担任にとっては、学級では何十人もの児童生徒を一斉に指導しなくてはなりません。その時に担任一人では、支援の子に手をかけることをせざるを得ません。そういった場面というのは、ままあります。当然授業が中断してしまうという事で、そのような状況では、担任が本来行うべき教育活動、学習指導等に専念できません。当然、学習効率も得られないということになってきます。そこで、このボランティアが支援をすることによって、非常にありがたい存在ということなのです。また、この支援される児童、生徒においても、マンツーマン的な指導をボランティアからしていただけるということで、学習面でも落ち着いてきているということ、そして、学校生活においても集中して学校生活が送られておるということを知っています。

委員長 答弁は簡潔にお願いします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時15分

委員長 答弁の途中でしたので続行してください。簡潔にお願いします。

答（学校経営主幹） 最後に残りました、いじめ、不登校対策推進事業についてお話しいたします。この事業については各学校において、いじめ、不登校対策委員会というものを中心に推進されております。毎月1回程度行われております。内容といたしましては、いじめ、不登校問題を総合的、根本的に検討し、その予防や指導に努めております。こういったことを行うことによって、先生方のいじめ、不登校に対する知識、技量等を高めているということなのです。また、今後の課題といたしましては、現在、各校での取り組みが主なものになっておりますが、これが全市の情報交換等行って、全市に広がっていくといいかなということも考えております。

問（9） 中断しちゃって、わけがわからなくなっておるんですが、特色ある学校づくり、これ、数年にわたって行われておるわけですけど、各々毎年同じような取り組みをしているところ、それから、いろんな形で変えてみえるところあります。で、その予算配分ですね、内容に応じて多分やられておるという

ことで、通常の一定枠の予算だと、その年にやられる事業を変えることもできないし、難しいと思いますが、こういう形で進められるので、内容を変えながらね、毎年変えられるということで、今年度の取り組みはどうかということを知ったわけですが、今年もそういう形で独自の取り組みがされたんだということがわかりました。一つ、要望で、教育エンカウンター云々というのがありましたけど、これはどういった内容のものですかね。

答（学校経営主幹） 一つの例をあげますと、良いところ探しとかいうようなことです。子どもたち自身がお互いのいいところを探しあって、それを発表し合い、自己肯定感を高めるといった道徳的な面での授業の展開が多く取り入れられる手法です。

問（9） 教育指導事業だとか、児童生徒健全育成事業、たくさんの項目があって、今、いくつか聞いた中でも多分聞いている皆さんも混乱するぐらい事業が多い。生徒そのものにかかる事業と、先生たちに対する事業というのがあるんですね。できれば、これは要望ですが、どこに対応している事業なのかというようにことをですね、一度、一覧にさせていただけるとありがたいと思います。

委員長 要望でございますが、対応できますか。

答（学校経営主幹） 努力いたします。

問（12） 232ページ、ここで7番に標準学力検査実施委託ということが載っていますが、これは市独自で行ってきた標準学力調査が19年度も行われたという内容だと思うんですけど、昨年からは全国学力調査が入ってきているということで、当市は両方やっているというふうに理解しているわけですが、これが児童、生徒に二重の負担になっているんじゃないかということと、二つが同じようなことをやっておるということであれば、当然、例えば市独自でやるものがなくなるんじゃないかという点については、それぞれどのように評価しているのかということと、こうした学力テストが例えば業者に委託するというようなことを含めて、情報がいわゆる児童、生徒のプライバシーにかかわる情報が業者に流れてしまうということについては、どのようにそれを防ぐようにしているのか、これは教育関連の業者であれば、それを使った営業活動等にこれが使われる可能性があるわけですから、それも含めてどのように

対応しているのかということをお伺いします。

答（学校経営主幹） まず、二つやることによって負担がかかるのではないかとありますが、この二つの取り組みについては、標準学力検査と全国学力学習状況調査、これについては意味合いが違いまして、まず、標準学力検査におきましては、現在、各校で行われている少人数指導の成果と今後の対策等の検討に使うという意味で実施しています。全国学力学習状況調査においては、二つの目的があり、教育水準の維持、向上の観点から、すべての児童、生徒の学習到達度の把握、分析ということ、教育施策の成果と課題を検証することと、見直し、改善をしていくということ、もう一つとして学力や学習環境、家庭における生活状況等を知り、教員の指導方法の改善や各児童、生徒への学習の改善を努めるという目的です。次に、業者へのプライバシーということですが、まずはある業者でやっておるわけですが、この業者におきましてはここ数年来ずっと続けている業者で、信頼関係の下に実施しています。

問（12） 信頼関係ということですが、やはり情報がそういう形で提供されれば、それがどういうふうに使われるかということは保証されないわけですから、その面では、一つは学校内で独自に行っているような定期的な学力、期末テストとかいろいろなもの、他にもあるわけで、このように標準学力調査に頼らなきゃいかん理由というのがあるのかどうか、それも高浜市においては全国も参加しているということで、二重という点では、さらに他にも通常のテスト等があるわけで、テストテストという形で進めていくことがいいのかどうかも含めて、これは一度ぜひ、その役割も含めて検討すべきではないかということが1点、それから、今のプライバシーの関係については、それを業者に任すということであれば、当然、個人氏名は渡さなくても、例えば番号でそれぞれのテストには受験番号というものでやれるわけですから、そういった形での対応は当然できることはきちっとプライバシーを守るとというのが学校側としても必要なことではないかと、それから同じく、教育指導の関係で、232ページですが、学校の前を時々、夜通ることがあるんですけど、いつもとは言いませんが。夜10時になっても赤々と電気がついている、すなわち先生方が何かやってみえるということで、夜遅くまでのそういう業務というものも結構、時期に

よっては集中しているようで、その面では健康管理が非常に心配されるわけですが、高浜の先生の関係で、長期欠勤というものは、例えば19年度においては、先ほどの市の職員と同じように、どのような状況なのか、それから、健康管理、殆んどが県の職員ということになりますから、そちらにかかわる問題もあろうかと思いますが、学校管理という関係でこちらもかかわっているわけですから、その辺についてどのように管理しているのかということについてお伺いします。

答（学校経営主幹） まず最初の、昨年度、職員の状況ですが、数字的には2名います。男子職員1名、女子職員1名です。なお、現在もこの2名は休職中です。先ほどのテストの件で、プライバシーの件ですが、業者においては守秘義務ということで、信頼をして実施していますので、守秘義務の中で行っています。先ほどご心配されるようなことはないかと思えます。

問（12） 2名がどの程度の、今も休職中ということですから、相当長期ということがわかりましたが、その病名はどういうものなのか、それから、そういうことを未然に防ぐためにどのような取り組みを行っているのか、それから、市が雇用している関係になろうかと思えますが、臨職の関係も、いわゆる講師ですか、そういう関係も何人かみえるかと思えますが、そういう方々についてはどうなのかという点もあわせてお伺いします。それから、237ページの校舎の管理の関係ですが、耐震化はかなり進められたということで理解していますが、老朽校舎もかなり多いということで、この点については計画的な改修計画、長期的なものを持ってやっているのか。この前の市の調査のときも話がありました。あまり老朽化が進んでしまうと改修もおぼつかない状況になってしまうと、かえって費用が高くなってしまいうということ、計画的な取り組みが求められるかと思えますが、その点についてはどのように取り組んでいるのかということもあわせてお伺いします。

答（学校経営主幹） まず初めの職員の件ですが、具体的な内容ですが、男子1名の休職は、うつということで休職しています。女性1名の休職は、悪性腫瘍ということ。こういったものの予防取り組みということですが、まず、精神的なものにおきましては、各現場での校長、管理職等でのいろんなカウ

セリング、話し合い、それから、学校等にはスクールカウンセラー等もおりますので、そういった方への相談活動、それから、市・県等で行っております健康診断等での取り組みで予防に努めています。臨職については、やっておりますませんが、臨職を雇用する際に健康診断等をやってきていただけますので、そういったところから健康管理等をしています。

答（学校経営） 校舎の老朽化でございますが、特に長期的なものは現在作成してございません。昨日も見ていただけたと思いますが、外壁改修だとか、そういったものを、学校とも協議しましてやっていきたいと考えております。

問（12） 健康管理の関係、あわせて、これはどなたですかね、ちょっと情報として入って来たので、講師の関係で自殺された方がいるじゃないのかという噂も聞いておるわけですが、そういう事実があったのかどうか、それもあわせてお願いします。それから耐震化についてかなり進みますと理解しておったんですが、いつの新聞だったか、まだ高浜は耐震化100%行っていないというような情報が出ておって、これちょっと話が違うんじゃないかということで、市の方としては学校施設の耐震化はどこまで行っておるのかということ、どのように把握しているのか、これについても、県の発表ですか、新聞に載った情報が違っておるのかどうか、あわせてお願いします。

答（学校経営） 耐震化の関係ですが、今年の6月21日の中日新聞の朝刊では、高浜市は95.5%の耐震化率になっています。これにつきましては、今年度、高浜小学校と吉浜小学校の渡り廊下の耐震補強工事を行っており、これが完了すると耐震化率は100%ということでございます。

答（学校経営主幹） 自殺の件ですが、これにつきましては、ないということであります。

問（12） 教育の関係で、全国的に教育委員会が、例えば大分では大変な、いわゆる入試を巡る不正というようなことがあったということで、当然あってはならないことだと思いますが、県と市の違いということはあると思いますが、市の教育委員会のあり方という点で、例えば市が雇うということ、講師ということで、県の職員の雇用とは大分違いますが、当然、何らかの入試というのも行っておられると思いますけど、これについてはどのようにされているのか、万が一、

そういうことはないかと思いますが、あわせてその状況をお尋ねします。

答（学校経営主幹） 非常勤講師、講師等のことになるかと思いますが、現在、手続き上としまして、まず、登録をしていただいております。登録をしていただいて、必要となったときにその方と面談をします。面談をした段階で、履歴書、それから先ほども言いました健康診断書等の書類を出していただいて、その中で雇用をするかどうかということでの判断をいたします。そのような状況で雇用しています。

問（18） 251ページ、図書館の関係ですが、図書館の入館者数、貸し出し冊数に関しては少し減少していますが、この登録者数が前年度より大幅にアップしています。1,000人ほど増えていますが、この要因についてどのようにとらえているのか伺います。それからその下のボランティア養成講座が2回開催されておりますが、図書館ボランティアの方の実態と、活動状況ですか、そのことについてお伺いします。

答（文化スポーツ） 登録者数の伸びですが、1,000人強ふえておるといふ形になっております。これにつきましては、体制的に臨んでいることとしては、小学校の1年に上がられるときに、小学校の1年生の方に図書券をつくっているというのが400件ほどございます。それから、日々の登録、これ、御利用されるときに登録されるわけですが、特段な増の要因というのはないわけですが、自然増と伺いますか、人口が伸びていますので、転入される方は、まず、図書館の位置というのによく調べられますので、そういった関係であると想像されます。それから図書館ボランティアの方ですが、養成講座を設け、育成に努めています。今、図書館友の会というような組織が立ち上がってまして、その図書館友の会の皆さんで、赤ちゃんライブラリーであるとか、読書アドバイザー、こういったような事業にも参加していただいております。そういったのが実情でございます。

問（18） わかりました。自然増ということで、大変ありがたいことですがけれども、ボランティアの方は、今、人数的には何名ぐらいになりましたでしょうか。それから、今回、9月議会で指定管理者への移行ということで条例が上程されておりますが、このボランティアの方の活動に関しましては、指定管理

者に移行した場合、変化があるのか、従来どおりになるのか、そこら辺のことをお伺いします。

答（文化スポーツ） 図書館の指定管理者に伴います、そういったボランティア活動の連携のあり方ということですが、それについてはもちろん、読書活動を推進していく、また、市民と図書館をつなぐ役割りということで、ぜひこのボランティアの方々にも今後とも指定管理になっても同様に、連携していただきたいと思いますということをお願いしています。ボランティアの登録人数ですが、ちょっとお待ちください。

答（文化スポーツ主幹） 友の会の方に入らせていただいております、全部で60名強でございます。

問（18） ボランティアはすべて無償でよろしかったでしょうか。

答（文化スポーツ主幹） 一部無償の方、それから一部有償の方、二通りあります。

問（6） 242ページ、中学校情報教育基盤整備事業の、教育用コンピューター及び学習ソフトの賃借料が、中学校の方は同額ですが、239ページ、同じように小学校にも同じような整備事業がございます。小学校の方は前年度と比較して260万円ぐらい下がっておりますが、この辺の理由をお示してください。

答（学校経営） 小中学校の教育用のコンピューター及び学習ソフトの賃借料につきましては、債務負担行為を設定して行わせていただいております。翼小学校の賃借料につきましては、契約期間が平成14年4月1日から平成19年7月31日でございます、8月1日から20年3月31日まで、この間の8カ月間につきましては、再リースをかせさせていただきまして、このため月額約34万円程度安く契約できたということで、減になっております。なお、その他の4小学校については前年度と同額で契約させていただいております。

問（7） 主要成果232ページ、10款1項3目ですね、全国学力テストの件ですが、先の6月議会で二人の議員さんが質問されたということなんですが、特に最近ですね、この公表問題で、大阪の橋下知事がくそ教育委員会と新聞にでかでかと、本市の教育委員会のことじゃないですよ、というような話題を提

供しておりますけどね、この情報開示の請求ですね、このことに関しては自治体を相手に現在訴訟も起きているというようなことなんですが、実際問題としてね、各学校にはどこまで内容が届いているのか、このことについて。

答（学校経営主幹） それぞれの学校にはデータとして出ておるわけですが、その学校の得点等です、それが学校に出しております。

問（7） その学校の得点、全国順位、確か今はもうホームページ閉じておると思いますけど、公式ホームページ、高浜市のね、ここで出ておりましたね、マルとか三角でね、マルがよくできていると、三角で努力が必要だとか、どこかどかっとなら2ページのような感じですね、2ページ半ぐらい載っかっとならわけなんですけど、2回テストが行われたわけですね、で、ちょっと調べてみますとね、実は2回とも上位になっておるのが雪国県ですね。雪国の方の県がみんな成績がいいんですよ。1位から5位ぐらい占めちゃっとならと、で、2回ともトップだった秋田県、2回目もトップ、1回目もトップということで、知事さん大分喜んでみえるんですが、ここはどうしたことか自殺率も全国1位なんですよ。何か因果関係があるかどうかあれなんですけど、これは質問じゃありませんよ。そこで質問なんですけど、そうするとね、親とか子にはね、どこまで知らせているのかと、今の答弁から想像するとね、大した情報は出てないというふうに理解すればいいのかな。

答（学校経営主幹） その学校のできたことできていないこと、そういったことのデータが主です。比較的なデータというのは出ていないと思います。ですから保護者にお知らせするのは、うちの学校はこういったところが課題ですと、こういったところができています、そういったような形でのデータが出ておりますので、それをまとめて保護者の方にお知らせしているということです。

問（7） そうすると、ちょっと私たちが抱いているようにね、全国順位で例えば自分の子どもは何番とか、そういうデータは出てないと、これ何か文科省の方で縛りがこのことはあるのかねえ、ただね、この公表問題に関してはね、公表範囲を拡げている自治体というのでも一部出ておりますよね、そのことに絡んで例えばね、今現在本市には情報開示の請求とか、そういったようなややこしい話はないと思うんですが、これはいずれね、私が聞いておっても、何だそ

の程度の話かと思うわけなんですよね。そうするとね、その内にそういうような請求が出て来んとも限らんと、情報開示の請求がね、まあ、可能性はあると思うんですよね、これから将来。そうした場合の対応とか、本市としての、本市教育委員会としての対応とか、あるいは方針というのはね、もうすでに決まっておるのかどうか。

答（学校経営主幹） 結果、その順位を明らかにできるような情報公開については、しないということ、校長会等でも、高浜市の情報開示、法令に従い言っております。むげに順位が特定できるようなデータは出さない、出さないようにしなさいという形で学校への指導を行っております。文科省も順位を公表することによって、何かをあおるようなことのデータは出さないように通知が出てきております。情報開示はしないということで教育委員会、校長等には流しております。

問（9） 一つ忘れておりましたので、主要成果250ページ、10款5項2目、図書館整備事業ですが、20年度のこの間出た指定管理の条例のところで出てたんですが、図書館についてですね、蔵書数をふやそうという話があるんですが、19年度の図書購入額を見て、率直に言ってですね、高浜市にとって図書館の蔵書数というのは、どう思われますか。

答（文化スポーツ） 蔵書数について、どう思われるかということですが、近隣市に50万冊程度の図書館がございます。その中であって、高浜市の図書館の蔵書というのは、今の人口の伸びに対して、少しまだ不足しているんではなかろうか、これを充足する意味からも、今回、指定管理者という手法を使おうということでございますので、理解をお願いしたいと思います。

問（9） 指定管理、これは今年度、そういう話が出てるんですが、蔵書数については何とかふやしていこうという意向はある中で、どういった予算の中で、どういった方法がとれるかという一つの方法を提案されたという理解でよろしいですかね、ありがとうございました。

11款 災害復旧費

質 疑 な し

1 2 款 公債費

問（7） 主要成果275ページ、12款12項1目、債務行為ですね、先ほども出てましたが、リース、こういったものを含めた連結負債ですね、これはどの程度になっているか。

答（財務経理） 債務負担行為、リースなど含めた連結の総負債という御質問だと思いますが、御質問の債務負担行為額等を含めた連結総負債というのは、一般会計、特別会計、企業会計それぞれの市債の残高と、それぞれの債務負担行為額をあわせたものということで理解させていただきますと、平成19年度末で226億7,817万3,000円ということになっております。

問（7） ついでにね、ちょっと予測していただきたい。本年度、20年度末にはね、これ多分もっと下がってきていると思うんですが、予測がついておれば。

答（財務経理） 今年度末ということでございますが、私どもの見込みといたしましては、214億円程度になるのではないかとこのふうには予想をしております。

問（7） 276ページ、12款12項2目、平均借入れ金利ですね、これもわかれば連結ベース。それと、ちょっと誤解せんでもらいたいんですが、いろいろ私、一般質問とか、あるいは今回も細かいことをね、聞いております。これ、高浜市の借金が多いとってとりわけ突くという気持ちではありません。まあ、借金が少ないとは言いませんけどね。いずれにしてもね、この借金ということは、それぞれ歴代の首長さんが、その時代時代に合ったことをおやりになられた結果だというふうには理解しております。ただしね、今はどっちかというと借金というのはあまり好ましくないという国の方の方向性で、全国的なね、テレビ、マスコミを含めて、そういうような風向きになったというかね、そういう意味で議員のチェック機能を果たすということでね、質問しておりますので、この辺を理解しながらね、答弁していただきたいと思います。じゃあ、今の連結ベースで、平均金利とかね。

答（財務経理） 市債の平均借り入れ利率ということで、連結ベースというお話でございますので、市全体の現在の残高におきます平均借り入れ利率としましては、2.32%でございます。各会計毎に御答弁させていただきますと、一般会計が1.84%、公共下水道事業会計が2.57%、水道事業会計が2.76%、病院事業会計においては2.1%ということでございますので、よろしくお願いたします。

問（7） 平均金利が2.32、国の方から借りてきたお金というのはもっと高いと思い込んでおったのですが、若干ニュアンスが違うのかなと思うんですが、それではね、そののところがちょっとつまみだけにしたいと思いますんで、最高金利と、それから最低金利ですね、それぞれの借入先を含めて金利は。それから、これちょっと私の一般質問にも絡んでおるんですが、新公会計ですね、このことに関してね、モデルが二つあったと思いますね。一つは基準モデル、もう一つは総務省方式の改訂モデルというのが出ておると思うんですが、そろそろ進んできておると思いますので、本市としてはね、この二つのモデルのどちらをね、採用するのか、決まっておれば。

答（財務経理） まず最初の御質問の最高と最低というお話ですが、少し細かく、会計毎に御説明させていただきたいと思います。まず、一般会計におきましては、現在、最高が7.3、最低が0.6ということで、借入先はともに財務省財政融資資金でございます。それから、公共下水道事業会計におきましては、最高が5.6、最低が0.9、借入先はともにこれも財務省でございます。水道事業会計におきましては、最高が6.5で最低が1.0、借入先はともにこれも財務省でございます。病院事業会計におきましては、最高、最低とも2.1ということで、借入先は財務省となっております。それで、二つ目の新公会計制度についての御質問ですが、私ども現在、基準モデルということで準備を進めさせていただいておりますのでよろしくお願いたします。

問（7） 基準モデルということですが、そのモデルを選んだ理由というのはどうでしょうか。

答（財務経理） 基準モデルを選定した理由ですが、これは議員も御承知のとおり、基準モデルと総務省改訂モデルにつきましては、大きな違いは資産評価

の仕方が異なるということをごさいますて、総務省改訂モデルにおきましては、これは決算統計からの積み上げということをごさいますて、若干その資産において、評価のレベルが低いのではないかなど、それから基準モデルにおきましては、これはやはりすべての資産を時価評価に近い評価をするということをごさいますので、それが一つの理由、もう一つは、現在二つのモデルがあるわけをごさいます、やはりこれは最終的に国の方も基準モデルに統一される可能性が高いんだらうと、私ども予測をいたしておりますので、その辺も考慮して、私どもとしては当初から基準モデルで行きたいということで、来年度に向けて準備をいたしておりますのでよろしくお願ひいたします。

委員長 委員にお願ひいたしますね。この公債費の範囲内の質問をお願ひしたいと思いますが、その辺のところを留意して。

問（12） 276 ページで、借入金の利子返還事業、これで2億4,614万円ということで、先ほど利率については説明があったわけですが、これを出来るだけ少なくしていくということ、先ほどのこの、借入金で最高利率が例えば一般でいえば7.3%というように、下水でも5.6と、高いものがあるわけで、さっきの歳入の関係では22億円ぐらいの基金を持っておるということも含めて、繰上げ償還をできる余地はあるではないかということで、そういう検討をして、減らすべきではないかと考えますが、これについてはどのように取り組んできたのか、これからの考えも含めてお願ひします。

答（財務経理） 繰上げ償還のことをごさいます、私ども構造改革の報告書の中でも、やはり22年に向けて5億円の繰上げ償還をするということで実施をいたしております、すでに17、18ということで、繰上げ償還をさせていただいておりますし、今年度も3億円弱の繰上げ償還を予定いたしておりますので、今後も財源のできる範囲の中で、高い利率のものについては、積極的に繰り上げ償還をしていくという考え方でおりますので、よろしくお願ひいたします。

問（12） 19年度で繰り上げ償還の実績と、今年度は今やっておるという話ですが、これについてはいかがですか。

答（財務経理） 19年度には、この公債費の中には繰り上げ償還分について

は入っておりません。

1 3 款 諸支出金

質 疑 な し

1 4 款 予備費

質 疑 な し

委員長 次に、質疑漏れについてありましたら、許可しておりますので、まとめて行ってください。

問（1 2） 歳入の関係で質疑漏れがありますので、決算書の1 1 6から1 1 7ページ、1 9 款4 項4 目、雑入になるかと思えます。ここで、上から2 段目のところに介護保険関連サービス事業、それで1 1 3 万3 5 5 円というものがありますが、主要成果説明書の中に、雑入のこれに該当するものが、確か見当たらないかと思えますが、これはどのようなになっているのかということについてお伺いします。

答（財務経理） 今、表示がないということについてのお答えをいたしますが、私ども主要成果については、額の大きなもの、すべて掲示しているわけではなく、その主要なものを掲示しているということで御理解いただきたい。

問（1 2） それでいきますと、例えば3 6 ページの中で、雑入にありますが、この上の項目には書いてないが、そうするとその他の1 億4, 7 6 9 万円の中に入っているという理解になりますか、中身としてはどうなりますか。

答（財務経理） 基本的には雑入の2 億5, 9 3 5 万9, 9 1 7 円が雑入すべてでございますが、ここに示している主な雑入は次のとおりということでございますので、決算書についてはそれぞれ個々のものが含まれておるという御理解をいただきたいと思えます。

問（1 2） そうしますと、ほかのいきいき広場とか、いろいろ入ってますね、

そういうのは、で、介護保険関連サービス事業というのがこの項目から消えたということは、この中のその他のまた雑入という中に入れたということですか。

答（財務経理） 今、委員が申される項目については、この雑入の総額はお示ししてあるんですが、その四角の中で囲ってあるものについて、主要なものを掲示させていただいておるということで、その部分についてはここには表示がないということ御理解をいただきたい。

問（12） そうしますと、決算書というところで、114ページ、115ページから載っておるんですけど、雑入で2億5,449万円というふうになって、内訳が入っておるわけですから、その他にも入っておらん、項目にもないという、これはどこへ行ったわけですか。それを聞いておるわけですから、どういう意味になりますか。2億5,000万円は同じでしょう。それで項目に載ってないという話が筋が合わないでしょ、辻褄が。

答（財務経理） あくまでも雑入の金額の総計のものの中で、その雑入の中でいわゆる駐車場収入から過年度収入までの主なものが主要成果説明書の中に掲示をしてあるということございまして、決算書にはそれぞれ節があるものは節で載せておりますが、それは主要なものが掲示をしてあるということにして、抜いてあるということじゃなくて、主要なものが掲示をしてあるということ御理解いただきたいと思います。

問（12） そうすると整合性がないことにならないですか。雑入で決算の中には項目を入れてこうやって書いているが、諸収入、雑入ということで主要成果説明書の中では36ページにこうですということ、これについてはどういうことですか。

答（財務経理） ですから、主要成果の駐車場収入から過年度収入までを足していただいても、この2億5,900万なにがしにはならないということです。決算書を見ていただくと、それぞれの雑入の個々のものがあって、その後にもまた雑入の雑入というのがあるわけございまして。ですから、これはあくまでも雑入の中の主要なものを、掲示しておりますので、これを足していただいても2億5,900万円にはならないということございまして。

問（12） わざわざこうやってわかりにくくしておる意味はあるんですか。

ここではちゃんと項目をあげて、こっちはわざわざ囲わなくして、それも主要なものしか入れてないから関係ないんだというようなことであれば、帳票そのものに整合性がないんじゃないですか。揃えるべきではないですか。決算書にはわざわざ書いてあるわけでしょ。この3番目の介護保険関連サービス事業費として書いておって。

答（財務経理） ですから、主要施策説明書の中には他のものも、いわゆる決算書の数字のすべて事業を網羅しているものではございません。ですからこれはあくまでも主要なものということで、委員がこの表示の仕方がまずいということであれば、また一度検討はさせていただきますが、すべて載せるということではないものでございますので御理解いただきたいと思います。

問（12） だから、その意味ではここに雑入で決算の中にわざわざ入れておるからね、それは諸収入の中で、その、雑入とって成果でうたっておるんで、それが同じところに来るのがわかりやすいんじゃないのかと言っておるわけで、そのことを単なる言っとるわけですけどね。だから、きちっと書類上でいえば、すべてが網羅されてないから、これはここには入ってないんだと、記入してないだけのことだと、こういうことですか。

答（財務経理） そうでございます。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時05分

認定第2号 平成19年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出一括質疑

問（12） 282ページで、ここに短期被保険者証の発行世帯数、それから、資格証明の発行世帯というのがそれぞれ載っているわけですが、短期についていうとふえる傾向にあるかと思いますが、それぞれ事情があつてこういうふうになっておるんじゃないかと思いますが、これらは例えば資格証明、それから短期保険証の発行、それぞれ納税促進を取り組まれる中で、事情等についても

把握しておると思いますが、分類してどのような性格でこうなっているのかということ把握しているかどうか、内容がありましたら、それぞれ主な理由別の滞納件数、率、その辺について伺います。それから、293ページにレセプト点検事業、これがあるわけですが、これ、以前からやっている内容で、もともとレセプト点検というのは国保連合会がやって、支払いを決めておるといふふうに思いますが、当市ではさらにといふことでやっておるようですが、これ、かかった費用については記入しているわけですが、この点検によって何件、例えば訂正させたとかね、それによる効果、金額は、まあ、効果として評価していいのかわからないですけど、いくらあるのかということについて、その2点、まず伺います。

答（市民窓口） まず、短期保険証の発行世帯の事情別ということでございます。これ、資料要求の際にあったわけなんですけども、こちらでは国保の世帯の滞納の理由というものについては、数も多いということもあって、把握はしていないということで、資料の方も御提示いたしておりません。そういったことで、御理解賜りたいと思います。資格証明書の3世帯につきましては、これらの方につきましては、それぞれ御事情あるわけなんですけれども、こちらからのいろいろな納税相談等の呼びかけにもお応えをいただけないというようなこともありまして、短期証の発行をさせていただいておるといふような状況でございます。それと、レセプト点検の関係でございます。これにつきましては平成19年度、約12万2,000枚ほどのレセプトを点検いたしております。委員御指摘のとおり、第一義的には国保連合会の方で点検、チェックされるわけなんですけども、向こうの方も愛知県全部のレセプトを点検されるということで、点検漏れもあり得ますので、再度、保険者の方で、市町村において改めてレセプト点検を実施するということをお願いしているということでございます。成果ということでございますけども、資格点検、内容点検等によりまして、19年度におきましては、あわせて1,655枚のレセプトについて再審査請求だとか過誤調整の依頼をさせていただいておりまして、金額といたしましては860万円ほどということになっております。

問（12） 理由は把握していないということですが、やはりそれぞれ保険者の

方々はそれぞれの理由、状況があるわけですから、少なくともそうやって納税促進や相談等の中で出されたことについてはきちっと把握して、今後の施策に生かしていくということが当然必要ではないかと思うんです。先ほど、その他の徴税もあわせて業務の中で、当市においては自殺に至るような事件はありませんということではありますが、もちろんそういうことはあってはならんし、その徴税の取り組みを通じてそれぞれの世帯の所得状況、生活状況も含めて、そういう中で取り立てる1本でいいのかどうか。これは例えば理由の中には、高い国民健康保険税というのがあるかも知れないわけですからね、今年は特に保険料を引き上げとるといような関係もありますから、そういう面ではやはりきめ細かい、そういう状況に把握して、手の行き届いた、そういう施策を考えるべきであるということでもあります。それから、レセプト点検事業については、あわせてと申し添えましたが、これは老健の関係、いわゆるそちらとあわせてという意味なのかどうか、1,655件、860万円ということではありますが、その内容は、特徴的にいうとどういったものがあるのかね、それと、国保税そのものを引き下げるための施策という点では、市としてどのような検討をしているのかということについてもお答えください。

答（収納） 今、お答えしましたとおり、短期の保険証の発行世帯、あるいは資格証明、これは3件ですのでこちらでお話、報告はできます。ただ、先ほど言いましたように短期保険証の方が461世帯ということで、限られた、こちらからいくと滞納者ということになりますんで、全体的な滞納者の形での統計の方は、簡単でございますけど取っておりますので、報告させていただきます。まず1番目の滞納の理由ですが、これは市外へ転出している方が26.6%おみえになります。分納の履行中、少額分納の履行中の方が23.6%、分納の不履行の方、14.4ということで、この三つの理由で64.6%の方が滞納になっております。次に資格証明書の方でございますけども、3世帯でございますが、男性の方お二人で、行方不明の方が一人、接触はするんですが、今、お金がないの一点張りで、調査するも無財産ということで、こちらの方としては何もできないような状態の方がお一人、もう一人の方は分納の誓約も不履行を継続中の方、という3人でございます。

答（市民窓口） レセプト点検の件でございますが、やはり審査機関、国保連合会でございますけども、審査機関の審査では、被保険者証の記号番号の記載が確実になされているかどうかといった、こういった確認はできますけども、資格そのものの有無の確認だとかですね、あるいは重複請求、こういったもののチェックができないということもございまして、そういったものを補うということで、市町村でレセプトの点検をさせていただいておるということでございます。で、先ほど、あわせてというお話をさせていただいたのは、過誤調整と再審査請求をあわせてということですので、老健は老健でまたそちらの特会の方でお聞きいただければお答えさせていただきます。

問（12） あと一つ、先ほどの質問の中で高い国民健康保険税の引き下げについてね、例えば国の負担をきちっと保証させる、これは以前から比率が下がってきている問題も、高い保険料、そして滞納の原因にもなっておるかと思いますが、そういうことも含めて、保険料の引き下げにどのように検討しておるのかということについてお伺いします。

答（市民窓口） 保険税が高いというお話でございます。20年度は御案内のとおり5月の臨時会におきまして、税率の改定の方をお認めをいただきまして、引き上げさせていただいたということでございます。その際にも申し上げてきたことですが、国保というのは、やはり一定の歳出の総額のベースの中です、いかに歳入を確保していくかという中で、税金についても、これは被保険者の皆さま方の相互扶助で成り立っておる制度でございます。したがって、足りない部分につきましては、被保険者の皆さまでそれぞれ分担していただくということでございますので、今回引き上げをさせていただいたということでございます。上げたばかりで、すぐに引き下げの検討はされたかということですが、20年度に上げたばかりで、これからその結果というのが出てくるわけでございます。そういった中です、引き下げの余裕があるようであれば検討していくということも有りうるのかも知れませんが、まだ現状ではそこまでの状況ではないということでございますのでよろしくお願いたします。

問（18） 282ページ、特定健康診査等実施事業ということで、176万

4, 000円の計上で、これは、名豊コンサルタント株式会社を実施計画の策定業務の委託をしておりますけれども、本年度の4月1日からこの事業がスタートするわけで、対象が40歳から74歳というふうに伺っておりますけれども、この中の委託内容で検診データ分析アンケート調査とありますけれども、この結果につきましてちょっと教えていただきたいと思います。

答（市民窓口） 申し訳ありません、ちょっと、アンケート結果のデータの資料を持ち込んでおりませんので、後ほど御回答させていただきたいと思います。

問（18） これ、4月1日からスタートということですが、もう、すでに始まっているわけですが、高浜市としてどのようにして取り組んでいかれるのか、高浜市の取り組みですが、伺いたいと思います。

答（市民窓口） 実施計画の策定の結果ですね、平成24年度を目標ということで、特定健診の受診率を65%、特定保健指導の実施率を45%、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率を平成20年度比で10%減少させるという、目標を立ててですね、それに向かって事業を進めていくということで考えております。

問（18） 目標はあれですが、この事業そのものの目的というものはどんなところでしょうか。

答（市民窓口） 今回の特定健康診査でございますけれども、生活習慣病いわゆるメタボリックシンドロームと呼ばれる生活習慣病を予防するという観点の中ですね、将来的にこういった、メタボリックシンドロームになりますと、合併症等発症いたしましてですね、大変医療費がかかってくると、というようなこともありますので、医療費抑制の一環といたしまして、生活習慣病予防に着目した健診を実施するというところでございます。

認定第3号 平成19年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出一括質疑

質 疑 な し

認定第4号 平成19年度高浜市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
歳入歳出一括質疑

問(12) 老人保健の308ページで、先ほどの国保と同じように、レセプト点検事業のこの老人保健の関係では、どのような結果になっておるのか、その結果と評価、具体的な金額等についてもご説明下さい。

答(市民窓口) 老健の方のレセプト点検でございますけれども、点検枚数が6万9,410枚で、内、過誤調整の関係で、資格点検、内容点検を行いまして1,368枚の再審査の請求を行っております。その結果、2,749万2,000円の成果が出たということでございます。

問(12) こちらのほうでは、2,749万円と金額が非常に多いようですが、大きな何か訂正させたものがあるのかどうかお教えてください。

答(市民窓口) 老人保健の場合はですね、やはり75歳到達とかっていう部分で、資格の異動のところによく過誤があるという中で、その資格点検のところ、1,200万円ほど成果が出ておるといふ部分がございまして。また内容点検につきましてもですね、点数だとかですね、いろんな部分になるわけですが、ここについても、結構高齢者の方ということもあって、そもそもの医療費が大きいというようなこともありますので、そういったところが、金額の大きな部分ではないかと考えております。

認定第5号 平成19年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出一括質疑

問(7) ちょっと私の方で調べましたところ、下水道事業の全国の自治体平均ですね、使用料金収入で、事業費の約60%ぐらいしかね、賄われてないというふうに調べたんですけど、高浜市の場合これほどの程度になりますか。

答(上下水道) 汚水処理に要した費用に対する使用量による回収程度を示す指標というのがあります。で、その指標によりますと、高浜市はですね、63%でございまして。

問（7） ちょっとこの仕組みというんですかね、地方自治体は下水道のね、普及率を国に申告して、これが地方交付税の算定基礎というのかね、算定基準と言った方がいいのかね、というふうになるんじゃないかと思うんだけど、まずこれはそのとおりかということが1点。それからもう1点はね、もしそのとおりならば、例えば初期の段階でね、普及率を上げちゃうと、例えば50%、60%上げてっちゃうと、あるいは70%まで、こんなことは現実にはありえないんだけどね、上げてしまうと、そうした場合には、例えば本年度、少額しかやらなくてもね、通常通り出てくるのかどうかと、こういうことに関して。

答（上下水道） 毎年ですね、公共下水道にかかる排水人口ですとか、下水道の地方債の元利償還金等、あと下水道の面積、そういったものは国の方に報告させていただいております。初期の段階で、普及率を上げておけばということなんですけれども、これは3年に1回ですね、国の方の検査がございますものですから、不正になりますとやっぱり交付税の返還等になりますので、毎年度正確な数値を報告するということをしておりますので、よろしく願いいたします。

問（7） ちょっとね、リーダーね、しっかり聞いて欲しいんだわね。不正をせよとか、そういう意味じゃなくって、現実にはありえないかもしれないけど、本市が下水道をスタートするよと、10年前か15年前か知らないけどね、さかのぼってスタートするよと、そいじゃあそこで、2年なり5年なりの間に一気にゴーンと上げちゃったと、そして今の段階では例えば1%しかやらないよ、あるいは0.1%しかやらないよとした場合でも、通常通り補助金は出てくるのかどうかと、こういうちょっと意味合いでね、それともそうではなくってね、前年、これだけ普及率だから、翌年度はこいだけの補助金が出てくというやり方なのかね、そのどちらなのかなということが一つ。それからもう一つはね、これは端的にいうと、高浜市が仮にね、近い数字言わなきゃいかんかな、5億円出したと、そうした場合にあと5億円ぐらい出てくるというような形で10億円の本年度の事業決定するということなのかなと思うんですが、何が聞きたいかという、毎年の事業量の決定の仕組みですね、このことについてもお尋ねしたい。

答（上下水道） 地方交付税の関係になりますと、あまりちょっとよくわからないんですけども、国庫補助金の話になりますとですね、国庫補助金の事業範囲というものがございまして、で、事業の全てが国庫補助金になるわけじゃなくて、その中のごく一部、条件に入ったものが、国庫補助金となります。その1/2が補助金となります。毎年度の事業の決め方でございましてけれども、これはですね、下水道事業は長期にわたる事業でございまして。そのためにですね、優先度の高い地域から、まあ5年から7年の区域を決めてですね、財政ですとか、執行能力、そういった面ですね、整備可能な区域について計画を立てて、上位計画であります、愛知県の流域下水道計画、そういったものと整合を図って愛知県の認可を受けて、それを行うということで、その認可を受けた区域について、例えば実施計画なりで年次計画を立ててやっていくということにございまして。

問（7） 現実にね、一部の自治体で財政が苦しくなっちゃったと、だから県の方にね、本年度はやめだよ、というようなケースがあるように聞いているんですけど、実際のところはどうか。

答（上下水道） 事業をやめるのではなくて、中止をすると、一時中止にしていくというのは聞いたことがありますけれども、国なり県なりは継続してやってほしいということは言われます。

問（12） 313ページで、公共下水道全般の問題ですが、この例えば東海、東南海の大地震というようなことが起こる場合に、そういう対策という点では、この下水道計画の中では、例えばユニット型に区切って被害の状況を把握しやすくするとか、様々なことがあろうかと思いますが、そういうことについてどのような検討をされているのかということと、それから同じく地震の関係ですが、当市はもちろん公共下水、計画通り全部やっても、100%いかないわけで、市民全体からいくと。で、その広域下水のあり方と、それから合併浄化槽、いわゆる単独の浄化というものが、今も検討されとると思いますが、私どもが考えるには、単独浄化槽の性能アップでかなり良くなるのではないかと、その方が公共よりも安くなるというような可能性もあるのではないかとということで、そういった比較検討、この技術的な問題も含めて検討しておるのかどうかとい

うことをお伺いします。

答（上下水道） 下水道の整備と合併浄化槽のことについてでございますけども、私の方は全県域汚水適正処理構想というもので、合併浄化槽と下水道がどちらが有利になるかということをやっております。で、下水道整備の方が有利だということで、下水道整備を進めておりますので、今も継続してやっております。合併浄化槽につきましても性能はかなりアップしているということは認識しておりますが、下水道の認可区域外では合併浄化槽、そういったものを補助事業でもやっておりますので、御案内致します。地震対策でございますけれども、阪神淡路大震災が起こりまして、それから設計基準が変わっております。で、そのときの設計基準の見直しというのが、委員の言われるようにマンホールのジョイント部分でよく災害が起きたということで、そこで、可とう性のものをジョイントに使ったらどうだというものでございます。高浜市は従来からそういったものを使っております。それから、新潟地震ですかね、そこではですね、地盤のですね、液状化が起こるということで、埋め戻しの材料について検討し直しなさいということをおっしゃっております。で、それにつきましても含めてですね、委託設計の方で含めて検討させていただいておりますので、施工は全部そういうことでやっております。

問（12） 合併浄化槽とそのいわゆる公共下水の比較検討、やっておるということですが、今のところは指定の地域、公共下水のところはその方が有利だという判断に立っているようですよですけどね、やはり引き続き最新技術等も含めて、把握して、正確な判断ということがやっぱり求められると思います。それから同じく313ページで公共下水の接続率の関係で資料請求して出させていただいたわけですが、かなり前にやられた、例えば11年の10月15日に行った整備を供用開始したところで、11年ということですから9年経過しようとしているというところでまだ77.9%とね、ここではちょっと遅れておる、それから13年以降でいうと、やっぱり高いところでも70%代ということで、これからかと思いますが、接続率を上げるという取り組みで、具体的な促進、特に遅れておるのが、高齢者世帯の老朽家屋というのかね、そういうところで充分考えられるわけですが、今のところ市は、工事費の借り入れ金の

利息の減免みたいなことをやっておるというふうに承知してますが、例えばこの費用についての高齢者世帯、そういう困ったところに対する、促進のための手立てというものは検討しておるのかどうかということと、330ページで、借入金の関係ですね、利子償還事業でこれが1億8,500万円強を支払っておるということで、公共下水のいわゆる料金の収入と、これはどうかというぐらい多額の利息になっているわけですね、そういう点で最高利息がどの程度なのか、それから最低がどの程度の利率、それで先程それについては説明がありましたけど、それをこの例えばなんらかの形で、この高い利率については借り換えでの償還も含めてね、検討すべきではないかということですが、これについては19年度ではどのようにやられておったのか、また今後の予定があれば、あわせてお答えください。

答（上下水道） まず、接続率の低い地域でございますけれども、こういった対策をしているかということでございますけれども、私の方も下水道事務支援業務委託ということで、高浜総合サービスの方でございますね、普及員を委託しまして、普及の方に努めております。そういう理由でございますね、こういった理由でその方たちが接続しないかということも把握しております。例えば平成11年10月15日供用開始の区域が77.9%ということでございますが、昨年1年間で98件訪問いたしました。で、ほぼ半数の47件の方と面談することができております。その中で肯定的な理由の方が42件ございました。残りの5件の方ですけど、この方たちの理由ですが、転居する、まあ更地にするというようなお考えの方が1件、それから、借家であり、大家にお願いしていくという方が2件、それから、これは私の方のPRがまだ足りない、努力が足りないと思うんですけれども、やる気がないという方が2件ございました。それから、起債の方の借り入れの関係でございますけれども、平成19年度に実は繰り上げ償還につきましてですね、公的資金保証金免除の繰り上げ償還実施要綱というのが出来ております。今まで繰り上げ償還ということになりますと、保証金がついたわけなんですけれども、それがつかないということで、大変有利なものでございますけれども、ただ、条件がございまして、旧資金運用部の資金または旧簡易生命保険資金については財政力指数が1以上の団体は対象としないですと

か、公共下水道事業等の公営企業債は年利5%以上の残債が対象だということ、あと、公共下水道事業では資本費が158円以上の公共下水道会計の公営企業債です。そういったものが条件になります。その条件の中に当てはまるものが、高浜市、2件ございました。たまたま先ほど言いました、一番高い利率の5.6%というものと、その次の5.55%ですか、そのものが2件対象になりますね、19年度に実は申請しておりますけれども、国の方の都合でですね、20年度の9月に償還するということで決まっています。

問（12） 接続率の関係で説明ありましたが、訪問しての取り組みということも、その努力の一つだと思いますが、先ほど、例えば高齢者に対するとか、さまざま経済的な理由による接続困難なところに対して促進の手立てというようなことについては検討しておるのかどうかということの一つを確認します。それから訪問したときに、最初に言われた42件がどういう事情かちょっと聞き取りにくかったものだから、471件回られて、42件がなにになにですと言われたのか、ちょっと聞き取れなかったのもう1回それを確認お願いします。

答（上下水道） 接続率の関係でですね、11年10月15日の供用開始区域のことで御説明させていただきましたけれども、98件訪問させていただいて、47件の面談を行ったということでございます。その中で肯定的な理由の方が42件で、5件の方が否定的というか、転居、更地にするというお考えの方と、借家があり、大家にお願いしていくという方と、やる気がないという方ということでございます。それと、こういった接続に対しての助成でございますが、従来から私の方、言っておりますけれども、私の方は融資あっせん制度、そういったものがありますので、そういったものを利用させていただきたいと思っております。

認定第6号 平成19年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出一括質疑

質 疑 な し

認定第7号 平成19年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
歳入歳出一括質疑

問(9) 主要成果367ページ、3款1項1目、財政安定化基金拠出事業ですけど、19年度末の状況を見てですね、本年、20年5月21日に会計検査員から指摘が出ております。その内容について、まず、伺います。

答(介護保険) 財政安定化基金につきましては、都道府県単位で運営されておりまして、各都道府県の財政安定化基金の残高に対します実支出額、要は基金の支出率と申し上げますか、その率につきましては各都道府県によりまして、0%から30%を超える都道府県があるなど、また、介護保険が始まりまして、8年間を経過いたしまして、各都道府県に大きな差が出てまいりました。このような状況を踏まえまして、本年5月21日に会計検査院から厚生労働大臣に対しまして行われました改善措置の内容は、基金総額が貸付額の需要額を大きく上回ることはないよう、ただ今、全国一律で、その拠出率というのが1/1000という拠出率というのが決まっておりますが、各都道府県によりまして、拠出率を定めることができるという内容となっております。

問(9) ちなみにですね、借入れは高浜市はないと思いますが、その実態はどうかということと、愛知県の支出率は全国レベルでどの辺にあるのかということ伺いたしたいと思います。

答(介護保険) おっしゃるとおり、当市におきましては財政安定化基金の借入れはございません。それで、愛知県の平成19年度末の基金積み立て総額を申し上げますと、123億2,500万円、基金の実支出額は13億800万円でありまして、支出率は10.6%という状況になっております。これは全国平均の9.9%とほぼ同率となっております、ほぼ全国並みの率という状況でございます。

問(9) もう一つ、この拠出金の額というのは、高浜市の保険料においては、どのくらいの金額になるんですか。

答(介護保険) 高浜市の第3期の保険料で換算いたしますと、約20円ほど、4,296円に対しまして20円ほどの内訳となっております。

問（９） 例えです、見込み額が見込み損なって、基金から仮にです、貸付けを受けるようなことが起きた場合です、それは次期の保険料に反映されるというふうに思うんですが、それと、高浜が持っている支払い準備金との関係について伺いたいと思います。

答（介護保険） 御質問のとおり、もし借り入れ等した場合には、次期の計画の介護保険料に償還分を上乗せさせていただくことになります。そうした場合、当然ながら給付費増の分と、貸付けに対する償還の分、増加分の約２倍の額の保険料が高くなる、保険料への上積みになってまいりまして、保険料の平準化の意味合いにおきましても、各市町村におきます、ある程度の支払い準備基金の保有が認められております。

問（１２） 決算書の３０５ページ、４から５にかけてですかね、介護保険料の滞納繰越分保険料、これが８８６万３，５２７円ということで、大きな金額になっておるわけですが、その収入済額が１２０万７，４９９円と、不納欠損も２５９万６，０００円ということですが、これらが出ておる増加の原因というものと、主に経済的な理由かと思いますが、そういう要因分析も含めてどのような状況になっておるのか御説明ください。

答（収納） まず、滞納の方でございますが、昨年より０．２６ポイント、徴収率の方が減となっております。介護保険料の方では６５歳になりますと、普通徴収の納付義務者になりまして、その中には当然、市税の滞納者も含まれてまいります。さらに通常では特別徴収の納付義務者に切り替わりますが、こういった方たちは無年金、あるいは年金を担保にした借り入れ等がございまして、普通徴収のままとなっております。そういったことで未納となるケースが多く、納付依頼に訪問いたしますが、税金の方の支払いに手一杯で、介護保険の方まで手が回らないというような状況でございます。１番の理由といたしましては、今言ったように、納税意識がちょっと欠如しておるような方、常習の方という言い方しておりますが、この方たちだけで４８．５％、新たに滞納となられた方が１９．５％ということで、この二つの理由で６８％の方が滞納なさっております。それと不納欠損の方でございますが、今回、不納欠損の方、９９件、２６７万円ほどを不納欠損させていただいております。この中で７５件につき

ましては、これは時効によるものでございます。で、75.8%、あと、死亡によるもので9件、9.1%、あと、生活困窮で7件、7.1%というような状況でございます。

問（2） 主要成果368ページですが、この中で居宅介護用品等給付事業、この中で居宅介護支援券というのがこの中に入って来ると思うんですけど、これまでの経緯及び19年度決算における利用状況について、どのような評価をしているかをお願いします。

答(介護保険主幹) 368ページにおきます介護支援券の件でございますが、居宅介護支援券につきましては、居宅における介護を支援するという立場から、第1号被保険者から標準負担率、現行ですと19%、による額と、一般会計からはその残額、現行では81%を財源として、介護保険施行当初から実施しております。第3期計画期間におきましては、それ以前より在宅福祉補助事業として実施しておりました低所得者であり重度者に対する特例券5万5千円が廃止された事に伴い、要介護4、5の認定者に対しまして、従前の4万円から一律5万円の支給と手厚くするとともに、全体の給付のバランスを図るために、要介護1から3の認定者に対しましては従前どおり2万円、要支援1、2の認定者に対しましては2万円から1万円とさせていただきました。利用できるサービスにつきましては、介護用品においては拡大解釈を避けるため、紙パンツ等に限定させていただくとともに、従前の理美容の利用、社協のふれあいサービス、シルバー人材センターの家事援助サービスに加え、新たに外出を支援するために、いきいき号乗車チケットや、寝具衛生保持のための寝具洗濯乾燥サービスを新たに追加させていただいております。19年度の利用状況につきましては、紙パンツ等の介護用品の購入が904万3,500円、全体の69%を占めています。また、理美容が370万3,000円、28.3%であり、この2種類の利用が殆どでございます。要介護度の高い方が紙パンツ等の購入を利用することで、在宅での介護を支援しているということと、要介護度の低い方に対しましては理美容に利用させていただくことによって、家での閉じこもり予防に貢献できているのではないかと考えております。

問（2） 今の、介護者の負担の軽減という観点からということで、介護用品

の利用が多いということで、一定の成果が上がっていると思いますけど、あと、一般財源としていることから、介護予防を推進し、介護給付費の適正化を図ることも重要と考えます。今の話の中で、理容、美容による閉じこもり予防策だけの利用ということには少し考えるところがあると思います。あと、第3期までということですが、第4期計画策定に向けて、今後の介護支援券のあり方についてはどのように考えているか、お願いします。

答（介護保険主幹） 委員御指摘のとおり、理美容の外出支援だけの介護予防に資する事業だけではなくて、介護予防に資する事業への参加補助などの利用範囲の拡大についてですね、今後も検討していく必要があるのではないかと考えております。例えば水中ウォーキングなどの介護予防にですね、貢献できるというような考えられるような事業につきましても、補助していくというような、一つの材料ではないかというふうに考えております。こうした材料を介護保険審議会において上げていきたいと考えております。いずれにいたしましても第4期における介護保険居宅介護支援券につきましては、介護保険審議会において十分に審議していただくことと考えております。

問（12） 先ほどの答弁に対してですが、滞納の常習的なものが48.7%等答弁あったわけですが、いわゆる普通徴収が率としてどの程度あるのか、特別徴収がほとんどのはずなんですけど、それを一度、この際、つかんでみえましたら御説明いただきたいのと、それから、滞納増加の原因の一つが、やっぱり当市が西三河でも一番高い介護保険料ということが大きな原因と考えますが、これについては今後の第4期事業計画の策定に当たっては、どのように考えておるのか、これについても答弁をお願いします。

答（介護保険） 普通徴収と、年金からの特別徴収の比率を申し上げますと、平成18年度から非課税年金、障害年金だとか遺族年金からも介護保険料を徴収することができるようになりまして、約1割ぐらいの方が普通徴収という認識を持ってございます。確かに西三河では高い方のランクになっていくわけですが、介護保険料の要因で、上乘せだとか横出しの分も占めてございまして、県下でも第1期におきましては県内で1番高いというところではございましたが、第2期、第3期にいきますと、県下で10番ぐらいの率になっておりまして、

県下で比べますと上位には占めてございますが、それだけの理由での滞納ではなかろうかと思っております。

委員長 認定第7号の質疑の途中ではありますが、本日の審議はこれにて打ち切りといたします。明日12日、午前10時より再開したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

意 義 な し

散会 午後4時57分